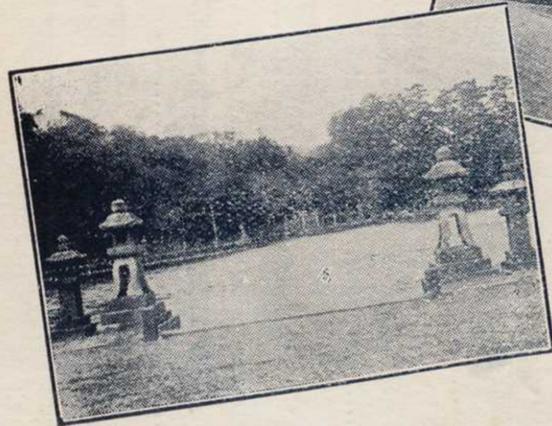
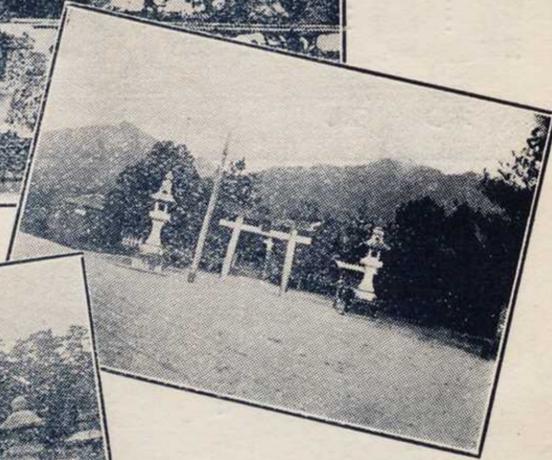
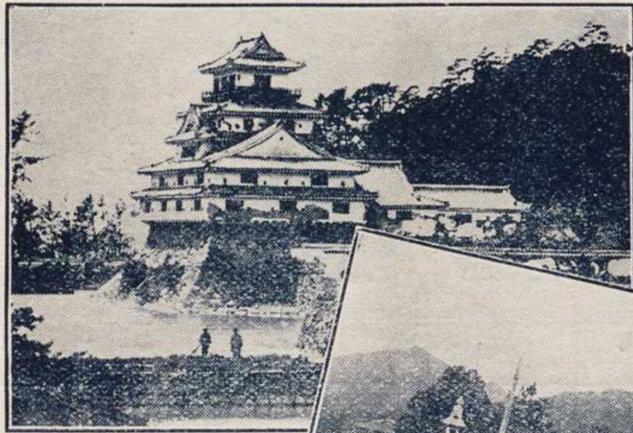


報月萩

號五第



號月八年三和昭

行發町萩縣口山

目次

巻頭言

萩月報愛讀者を歓迎す……………

庶般行政

△萩町會議員の選舉を無効とする行政裁判所の
宣告△町會議員の選舉執行状況△阿武大津兩郡
町村長集會△大禮使雜報△萩町辭令△松陰崇敬
會趣意書△中ノ倉婦人會員懇談會……………

自二三
至二二

學事

△宇垣大將青年訓練所視察の状況△宇垣大將講
演要領△市町學務主任集會開催△菊々濱海水浴
場開設に就て△水泳講習會△天平文化寫眞展覧
會△天平文化座談會△小學校教育豫算の一斑△
小學校教員免許狀下附……………

自三〇
至三〇

産業

△萩稅關支署竣工に就て△御大禮奉祝博覽會△
夏蜜柑出荷組合設立協議會開催△層繭製絲及眞
綿製造講習會状況△萩町立魚市場業務概況△六
月中町立魚市場賣買取扱高△山東派遣軍へ第二
回夏蜜柑追送△町營夏蜜柑試作園收穫量△萩町
各驛に於ける夏蜜柑出貨調△七月中輸出入貨物
調査……………

自三六
至三六

財政

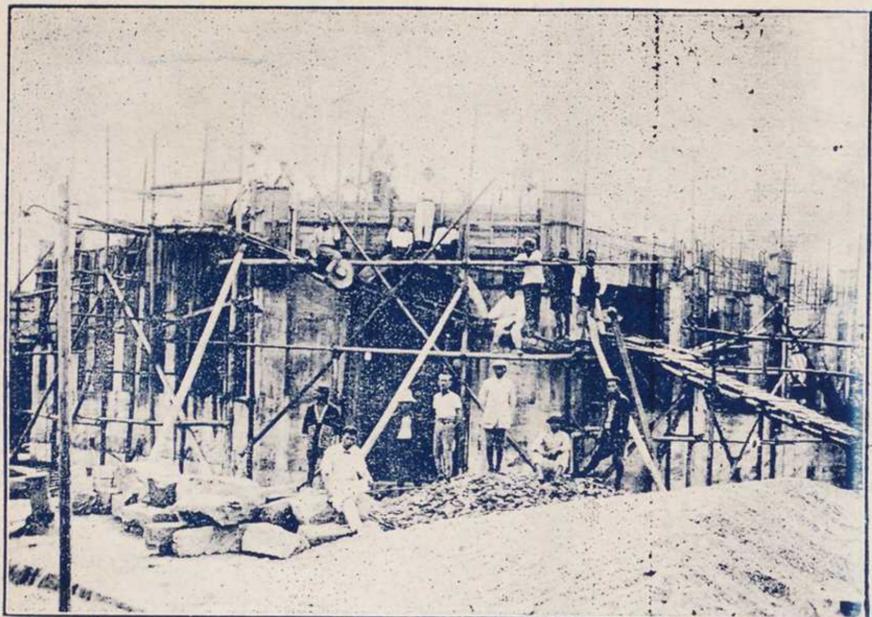
△萩町特別稅戶數割條例中改正△萩町特別稅戶
數割徵收期日變更△昭和三年度六月分納稅成績……………

自三九
至三九

軍事

△昭和四年陸軍諸生徒募集△陸軍幼年學校生
徒募集△勤務演習召集期日の變更△勤務演習召……………

自四〇
至四六



舍廳署支關稅萩の中築建



舍官上同

土木

△町費支辨に屬する道路橋渠の災害状況……………

自四六
至四七

交通

△萩郵便局昭和三年七月分事務取扱状況△萩郵
便局七月中行事……………

自四七
至四九

衛生

△大連汽船長順丸處女寄港に就て△朝鮮大連北
海道線定期商船萩寄港に就て……………

自四九
至五〇

人事

△傳染病患者數△死亡者埋火葬男女別……………

自五一
至五二

講演

△成瀬眞子女士講演筆記(其の二)△萩町に於け
る高橋郁郎先生の夏橙に關する講演筆記
(其の四)……………

自五二
至五三

雜事

△和田準介氏の萩港論△蔬菜園藝の調査△其の
研究(其の一)△藥劑に依る除草に就て△予の夏
蜜柑と脚氣療法に就て(醫學博士矢部專之助氏
談)△陪審制度の話(其の二)△住吉祭りの催事
に就て△感謝△萩町日誌……………

自六七
至八七

卷 頭 言

萩月報愛讀者を歓迎す

本月報は號を重ねる毎に多數の愛讀者を増加し其の面目を施したることを喜ぶと同時に萩町の各位が斯くまで自己の団体内容を理解すべく努めらるゝ一事に對し度みて敬意を表するものなり

毎號に掲載する事項は固より無味乾燥のものゝみにして且つ何等の修飾をも加へず要は前月中に起生したる事實又は取扱ひたる事務の重要なる事柄を赤裸々に羅列するに過ぎず従つて町内各新聞紙の報道に依り業に既に各位の諒得せられたるものを冊子として纏めたるに止まり分時を争ふ今日に於ては見方により實に價値少なきの嫌あれども爲政者としては本月報をして飽くまで萩町勢を中心とする自治民育學校の教科書たらしむることを期せり

右の理由に依り萩町の被治者として須知の事項は巨細漏らすことなく殊に萩町の現勢及其の推移を識るへき各種の統計に付ては毎年次町衙に於て調査したるものを其の儘掲載して一層愛町觀念の向上を期すると共に倚りて以て各位の研究資料の一助ともなし其の使命を完ふせむことに努めつゝあり

而して萩町内の公人又は特別の縁故ある方に對しては無代を以て之を配付し其の他は實費の約半額を以て頒布することゝせるにより未だ購讀せられざる方に在りては此際關係の區長役場まで其の旨を申出ら

れたく茲に重ねて一言を費す次第なり

本年九月號より購讀を開始せらるゝ方は明年三月號まで七ヶ月分金七拾錢を前納せらるべき筈なり

昭和三年八月

萩町長 林 勇 輔

謹みて暑中御見舞申上候

昭和三年八月

萩町長 林 勇 輔

萩町吏員 一同

萩月報愛讀者各位

庶 般 行 政

◎萩町會議員の選舉を無効とする行政裁判所の宣告

昭和三年第三百廿二號 (寫)

裁判宣告書

山口縣阿武郡萩町大字江向

原告 粟屋芳亮

右訴訟代理人辯護士

名川汎市

外二名

被告 山口縣參事會

山口縣知事 大森吉五郎

右訴訟代理人 地方事務官

菊池璋三

右當事者間の昭和三年第三百二十二號萩町會議員
總選舉無効裁決取消請求の訴訟審理判決すること
左の如し

主 文

原告の請求相立たず

訴訟費用は原告の負擔とす

事 實

昭和二年六月十日執行の山口縣阿武郡萩町會議員
選舉に於て選舉會は有効得票數二百八十九票の長
谷川源次郎乃至同九十票の厚東常吉を當選者と定
め同八十四票の花村久之進以下は落選者と爲りたる
處福田一良外一名は該選舉の効力に關し同町長に
異議を申立てたるに同町會は同年七月四日附を以
て該異議申立は相立たざる旨決定を爲したるに由
り同人等は更に被告に訴願したるに被告は同年十
月十九日附を以て右萩町會の決定を取消し本件選
舉を無効とする旨の裁決を爲したり原告は之に不

服にして本訴を提起したるものなり
 原告主張の要旨は本件選舉に關し萩町長は昭和二年六月一日町村制第十九條第一項所定の告示を爲し椿東、椿及山田の各區に投票分會を設くる旨并に其の區劃を掲げたるも右投票分會の設置に付ては當時未だ町村制第十四條に依る萩町會の議決を経ず同月四日に至り其の議決を経たり然るに被告は町長の告示は公示方法に過ぎざるか故に其の前提として適法なる投票分會の設置あるときに限り有効なるものと解すべく而して適法に投票分會の設置せられたるは町會の議決ありたる六月四日にして其の以前たる同月一日の無効の告示か町會の事後承認に因り有効に歸する謂なきを以て同月四日に設置せられたる投票分會に付ては適法なる告示なく假に同月一日の告示ありとするも其の効力の發生は少くとも同月四日以後なりと解せざるべからざるか故に該告示は町村制第十九條第一項所定の期間内に爲されたるものに非ざること爲り從て右投票分會に於ける投票合計二千四百七十票は全部無効たるべきものなる旨の理由に依り本件選

舉の全部を無効としたり
 然れども(一)町村制第十九條第一項に依る選舉の告示は豫告にして投票分會に關しては之を設置せりとの告示に非ず選舉期日に之を設置すとの豫告なり而して町村長の發案に基き町會の議決に依り投票分會設置の町村の意思決定し町長之を執行するものなるを以て法の精神より言へば其の設置の日たる選舉期日迄に町會の議決を得れば敢て町村制第十四條に違反する所なし又該告示は公示方法にして之を爲すことは町長の權限に專屬し投票分會の設置に付ても之を告示する町村長の權限は町會の附與するものに非ずして町村制第十九條第一項の附與するものなるを以て町長か成規の期間内に同項所定の事項を掲けたる告示を爲せば選舉人に對する外部要件に於ては何等缺くる所なきものにして投票分會の設置に關する町村會の議決は町長對町會間の内部關係に外ならず而して町長は投票分會の設置を告示するに當りては町村制第十四條に依り豫め町會の議決を経へきこと穩當なりと雖該告示を爲したる後事務承

認たる町村會の議決を得たるときは其の遡及効に依り始より町村會の議決を得たと同一の効果を發生するものにして之に依りて該告示の前提たる投票分會設置の要件は充されたるものと謂はざるべからず被告か右町村會の議決に遡及効を認めされば町長の告示の權限か町村制の附與するものなることを閉却し且選舉人に對する外部要件と町長對町會間の内部關係とを混同せるものなり而して町會の議決か事後承認たるには諸般の事情に依り事後承認たることを明なれば足り特に事後承認として議決する旨を附加するに及ばざることには深く論するの要なき所なり假に之を事後承認に非すとすも町村制第十九條第一項は町會の議決ありたる後告示を爲すべき旨を規定したるものに非ざるが故に告示は該議決の前後孰れたるも妨なきなり
 (二)假に實際に於ける行政慣例の如何を問はず事後承認たる町村會の議決の遡及効を認めずとすも町長か投票分會の設置に付豫め町會の議決を経ざりしこの違法は町長對町會間の内部關係

に過ぎずして之か爲め何等選舉の結果に異動を發生するの虞あることなし蓋し選舉の結果に異動を發生するの虞ありや否は事實問題にして理論問題に非ず而して選舉人に對する外部要件たる適法の告示ある以上町長對町會間の内部關係に於ける違法は事實上選舉の結果に異動を生せしむべき原因たるものに非ず本件選舉に於て總選人の二三割か棄權したりとするも斯の如きは寧ろ通常の事例なるのみならず偶多數の棄權者ありしとするも此の事實と右内部關係の違法との間には何等の因果關係を認むることを得ず選舉の効力は法定の手續に依り確定するものなれば選舉人自己の解釋に依り選舉が無効と爲るへしとの豫想の下に棄權したる者ありとするも其は故障其の他の事由に因り棄權したると異なる所なく選舉の告示の遲速に因り事實上投票の能否の別ることあるとは全く其の性質を異にするものなり被告か投票分會の設置に付豫め町會の議決を経ざりしこの違法は直に之に關する告示を無効ならしむるものと理論的に判斷し其の結果投票其のものには何等の違法なき投票分

會の投票を無効なるものと理論的に判定し該無効投票を前提として選舉の結果に異動を生ずるの虞あるや否を觀察し遂に其の虞ありと論結せざるを得ざるに至りしは町村制第三十二條の精神に戻るものなり而して投票分會を設置し其の區劃を限定すれば當然選舉會の區劃を制限することゝ爲り從て選舉會も亦同一の告示の支配を受くるものなるを以て若し違法の告示に基きたるを理由として投票分會に於ける投票を無効なりとせば選舉會に於ける投票も亦之を無効とせざるへからざるに至るべし

(三)選舉人は町村長か法定の期間内に法定の事項を具して爲したる告示を目標として選舉を爲すこと當然にして町村長對町村會間内部關係に屬する事實を悉く窺知し得るものに非ざるが故に該内部關係の事實に因り選舉を無効とせらるゝに於ては選舉人は常に安じて選舉を爲すこと能はざるに至るへし以上の理由に依り本件選舉は有効たるべきこと明にして之を無効としたる被告の裁決は失當なるを以て該裁決を取消し訴訟費用は被告の負擔

とする旨の判決を求むと言ふに在り

被告答辯の要旨は告示は意思決定を表示する一方法に過ぎざるを以て其の前提として適法なる意思決定あるに非されば告示は無効なり而して投票分會の設置に關する意思の決定は町村制第十四條に依り町村會の議決を必要條件と爲すを以て町村長は町村制第十九條に依り選舉に干する告示を爲すの權能を有するも之が爲めに投票分會の設置に關する意志決定を爲すの權能をも有する者と爲すは本末を顛倒せる見解にして失當なり故に本件の場合に於て町長か町會の議決を経ずして投票分會の設置を告示したるは單に當否の問題に止らすして其の事の内部關係たるは外部關係たるを問はず違法なりと謂はざるへからず而して一旦告示を爲したる後に於て町會の議決を得たるべき該議決に遡及効ありとし告示當初に於て町會の議決を経たるは同一の効力を認めんとするは町村制中之之を認めたる條項なきが故に失當なり然れば右違法の告示に依り選舉を行ひたるは選舉の規定に違反せるものにして本件の場合に在りては選舉規定の違

すとの判決を求むと云ふに在り

理由

反と選舉の結果との關係不明にして再選舉を行ふに非されは選舉の結果を是正すること能はざるを以て選舉全部を無効とするの外なし又町村制第十九條に依れば選舉に關する告示に於ては選舉會と投票分會とを區別すべく同第十四條に依れば投票分會の設置に關してのみ町村會の議決を経へく其の他町村制に於て選舉會と投票分會とを區別して規定せることを綜合すれば投票分會設置の爲め當然選舉會の區劃に變更を生ずるも選舉會に關しては町村會の議決を必要とせざるが故に適法なる選舉會の部分を區別し選舉會に於ける投票のみを有効とすれば不當に非ず假に投票分會に關する違法の告示が當然選舉會を支配し選舉に關する告示は全部無効なりとするも告示は選舉の主要なる内容を成すものにして右無効の告示に依り行ひたる選舉は其の根本に於て既に違法ありて選舉の結果に異動を生ずるの虞あること明瞭なるを以て其の全部が無効と爲るべきものなり之を要するに本件選舉の全部を無効としたる被告の裁決は正當なるに由り原告の請求相立たず訴訟費用は原告の負擔と

町村制第十四條に「特別の事情あるときは町村は區劃を定めて投票分會を設くることを得」とあるが故に投票分會の設置は町村の意思決定の機關たる町村會の議決に依り始めて決定するものなりとす而して同第十九條第一項に「町村長は選舉の期日前七日目迄に選舉會場(投票分會場を含む以下之に同じ)投票の日時及選舉すべき議員數を告示すへし投票分會を設くる場合に於ては併せて其の區劃を告示すへし」とあるは投票分會に關しては其の設置の決定したるとき町村長をして其の區劃及會場を具して其の旨を告示せしむるの趣旨なるが故に投票分會設置の未だ決定せざるとき町村長が該告示を爲すは違法なり町村長が該告示を爲すの權限を有し該告示は選舉人に對する外部要件に於ては何等欲くる所なきこと原告主張の如しと雖町村長は未だ成規の手續を経て決定するに至らざる事項を告示すべきものに非ざるが故に其の決定前に爲されたる町村長の告示は違法なりと謂はざ

るへからず原告は告示は豫告に過ぎざるか故に投票分會設置の事實の現出する選舉當日迄に町村會の議決あるを以て足れりと爲すべき旨を主張するも前述町村制第十九條第一項の趣旨に依れば將來現出すべき事實と雖之を現出せしむることの決定せるときに非れば告示すべき限に在らざるか故に右原告の主張は失當なり又原告は町村長が告示前に町村會の議決を得ざりし違法は町村會の事後承認たる議決の遡及効に因り阻却せらるるものなる旨を主張するも町村制に別段の規定なきか故に町村會の議決に遡及効を認むることを得ず從て右原告の主張も亦失當なり然れば本件の場合に於て萩町長が昭和二年六月一日同町會の議決を経ずして椿東、椿及山田の各區に於ける投票分會の設置を告示したるは違法たるを免れざるものとす而して斯る違法の告示に基きて行ひたる選舉は違法にして其の投票は無効たるべきものなるが故に右投票分會に於ける選舉は違法にして其の投票二千四百七十票は全部無効たるを免れざるものとす而して右の無効投票二千四百七十票は何人の得票に歸

したるか不明なるに由り本件選舉は該無効投票の爲め其の結果に異動を生ずるの虞あるを以て其の全部を無効とするの外なきものとす原告は違法の告示に基きたるの故を以て投票分會に於ける投票を無効とせば選舉會に於ける投票も亦之を無効とせざるべからずと言ふも若し然りとせば投票の全部が無効なるに由り當然選舉の全部が無効と爲るへし又原告は本件選舉を無効とするに於ては選舉人は常に安んじて選舉を爲すこと能はざるに至るへしと言ふも選舉の法律上の効力は斯る事情に因り左右せらるべきものに非ず之を要するに本件選舉の全部を無効としたる被告の裁決は正當にして原告の請求は理由なし仍て主文の如く判決す

昭和三年六月三十日行政裁判所
 第三部公庭に於て宣告す

裁判長 行政裁判所評定官 三宅 徳 業
 行政裁判所評定官 島村 他三郎
 行政裁判所評定官 村上 恭一
 行政裁判所評定官 福山 龜太郎
 行政裁判所評定官 野澤 文彦

行政裁判所評定官 安部 盛

右原本に依り謄寫す

昭和三年七月十八日

行政裁判所

行政裁判所書記 川崎 秀方

◎町會議員選舉執行狀況

萩町會は過る六月三十日を以て不成立となり時恰も議決機關の曠缺を許さるるものあるにより町村制第十四條及第七十五條第一項により本縣知事の指揮を受け萩町選舉本會の外椿東、椿、山田の三ヶ所に投票分會を設け次で前同様重ねて本縣知事の指揮を受け七月廿二日(日曜日)午前七時より午後六時迄を期とし選舉投票を行ふこととせり

- 選舉本會及投票分會の會長及立會人左の如し
- 萩選舉本會長 萩町長 林 勇 輔
 - 全選舉立會人 津田小吉 前田正敏 高村 秀熊 瀧標之介
 - 椿東投票分會長 萩町書記 岡田幸槌

- 全 投票立會人 金子宗七 倉重政助 有吉 利吉 松岡六雄
 - 椿 投票分會長 萩町書記 平川直景
 - 全 投票立會人 藤原重太郎 藤山悌資 田 村兼一 岸 義一
 - 山田投票分會長 萩町書記 岡 小市
 - 全 投票立會人 永尾市郎 田原源右工門 磯部幾藏 伊藤秀一
- 翌二十三日午前八時より選舉並に選舉立會人立會の上逐次投票函を開き左の通投票總數及投票人の總數を計算したり
- 投票總數 五千二百八十九票
- 内 譯
- 萩選舉本會 二千四百七十七票
 - 椿東投票分會 千五百四十三票
 - 椿 投票分會 四百七十三票
 - 山田投票分會 七百九十六票
- 投票總數と投票人總數と符合せり
- 棄權者 (百分率) 一六、〇八八
- 右投票の中選舉立會人に於て有效又は無効と決定

したる投票数

投票総数 五千二百八十九票

内

一、有効と決定したる投票数

五千二百八十九票

外に無効と決定したる投票数 七十二票

内

一、被選挙人の何人たるかを確認し難きもの

二十二票

二、被選挙権なき者の氏名を記載せるもの

八票

三、被選挙人の氏名の外他事を記入したるもの

六票

四、被選挙人の氏名を自書せざるもの

十一票

五、単に丸点又は線を記せるもの

八票

六、白紙の儘投票せるもの

十票

七、單に雜事を記載せるもの

七票

午後二時五分投票の點檢を終り左の適當選者を得たり

當選者

二二四票

二一八票

一七九票

一六六票

一六三票

一六一票

一六〇票

一五五票

一五二票

一四八票

一四五票

一四一票

一三八票

一三七票

一三四票

一三二票

一三二票

一三二票

一三二票

山村次郎

長谷川源次郎

福田一良

堀松藏

柳敬之助

末永光藏

井町松三郎

時山市太郎

岩崎喜一

村木五一郎

太田民藏

吉賀要作

河口常一

河村利彦

中谷長藏

藤道藤太郎

藤田榮吉

田中太郎吉

土井幸槌

一三二票

一三〇票

一二九票

一二七票

一二五票

一二三票

一二三票

一二〇票

一一五票

一一〇票

吉松毅章

阿川五郎

吉岡龍一

波田源藏

馬來新一

山下登

寺戸久兵衛

三輪音吉

山本勉彌

兒玉正亮

次點以下略す

因に前記當選者は町村制第二十九條第二項の期間中當選辭退の申立無かりしにより新町會は七月二十九日を以て成立を告ぐるに至れり

●阿武大津兩郡町村長集會

本縣知事の召集に係る阿武大津兩郡町村長集會は七月三十一日午前九時より萩町衙樓上に開催縣より赤松内務部長以下地方、學務、衛生、農政、各

課長、井上技師、藤村道路主事及木村前田兩屬等臨席別項所載の提出事項に就き研究を遂げ午後三時閉會せり

當日關係町村長に對し本縣知事より左の訓示ありたり

訓示

茲に各位の會同を煩はして所懐を陳ふるの機會を得たるは深く欣快とする所なり
小官曩に地方長官會議に召集せらるゝや御陪食の恩寵を被り親しく天顏に咫尺するの光榮に浴し又宮内大臣より霞ヶ關離宮に於て 三陛下の御近狀に付委曲拜聞することを得たり
聖上陛下に於かせられては近時御政務殊の外御多端なるに拘はらせられず天機益御麗はしく日々國務を御親裁あらせらるゝ外深く國民生活に付御軫念あらせられ特に國產獎勵の思召は御日常の御生活に表はせらるゝ趣に拜聞し寔に恐懼感激に堪へざるものあり申すも畏きことながら御陪食後各府縣知事一人一人に就き各府縣政上に關して御下問あらせられ小官に對しては本縣の教育狀況に付御

下問あらせられたるに依り深く一縣の光榮を感じ
夫々奉答申上たり

次て赤坂御所に於ける御水田及紅葉山御養蠶所
の拜觀を許されしか御手植水田に關しては昨年其
の御模様を傳達せし所あり 聖上陛下には本年も
親しく挿秧のことに當らせ給ひて農民の勞苦を御
体驗遊はさるゝと共に國民の主要農作物たる稻の
生育に就て御軫念在らせらるゝことは寔に恐懼に
堪へざる所にして斯業の局に在る者一層精勵を加
へて農業の振興を圖り國富の増進に努め以て叡慮
の萬分の一に答へ奉らんことを期せざるへからず
皇后陛下には益御健勝に涉らせられ諒闇後は屢
公式御謁見等に御多忙なるに拘はらせられず學術
技藝救恤等の御獎勵の爲各所に行啓仰出され又
皇太后陛下の御思召を受け繼かせられ宮城の紅葉
山に於ける御養蠶所は本年より皇后宮職に移され
時々同所に行啓あらせられ御躬を御養蠶の御世話
を遊はさる旨拜聞せり誠に有難き極みと拜し奉
る尙霞ヶ關離宮に於て 皇后陛下親しく御摘取の
茶を拜受せるか如斯國民生活の實際に御懸念あら

せらるゝ段恐懼に堪へざる所なり 皇太后陛下に
は客秋青山東御所に御移りあらせられたる後御手
狹なる御殿に只管御謹慎あらせらるゝことは誠に
恐懼の至にして 先帝御命日に多摩陵に御親拜あ
らせらるゝ外行啓を仰出されたることなきやに拜
聞せり唯此間玉体の益御健かなるは誠に有難きこ
とに拜し奉る
今秋行はせらるゝ即位の禮及大嘗祭は 聖上御一
代に於かせらるゝ御盛典にして國民の齊しく御待受
申上けつゝある最高至重の御儀なるを以て國民一
般熱誠以て奉祝すべきは勿論此の機會に於て舉國
一致益國民精神の作興に努めて皇位の神聖國体の
尊嚴を擁護し奉ること力に致さざるへからず而
して此の度の大禮は可成質素にすへき御内意なる
やに拜せられ特に献上品の如きも 兩陛下に於か
せられては個々の献上品よりも寧ろ此際地方の福
利増進を計るか如き施設を爲すに於ては一層御満
足遊はさるゝ旨思召あるやに拜聞し誠に恐懼措く
能はさる次第なり各位其の御趣旨を奉体し一般に
對し傳達ありたし而して記念事業に付ては其の計

書實況等詳細書面に認め提出せらるゝに於ては宮
内大臣に申達すべく宮内大臣は之を天覽に供せら
る様取計はるへき筈なり

大禮に際しては各般の事務に亘り深甚なる留意を
要すへきものあり殊に本縣は帝國西端の要衝に位
し大陸とは一葦帯水の地なるを以て警察衛生事務
其の他に付一層深甚なる用意と努力とを要するも
のあり而して警察事務に付ては政府の施設と策應
連繫して萬全を期すへきは勿論なりと雖此事たる
舉縣一致官民協力するに由り其の完璧を期し得へ
く從て今後各位の配意と努力とを求むへきものあ
るへきを以て各位は克く相互の連絡協調を緊密に
し此の國家的御慶事に當り警衛警備に遺憾なき様
努められたし又衛生施設に付ては既往に於ける縣
下傳染病の發生流行の狀況に鑑み昨冬來赤痢「チ
フス」の豫防計畫を定め各位の協賛戮力を得て其
の實行を進め來りたるか過般の出水以來患者の發
生頓に増加し前途憂慮に堪へざるものあり此の際
清潔方法の施行を嚴密にし豫防注射を勵行し患者
の早期發見策を周到ならしむる等豫防措置の徹底

を期するは勿論縣民各自攝生を重するは洵に肝要
の事なりとす予は各位の精勵努力と縣民一般の自
重とに倚藉し流行時に入るに先ち是非共之か防遏
を期し以て御一代の御盛儀に些の支障をも及ぼし
奉るか如きことなからしめむとす切に各位の奮勵
と配慮とを冀望す

近時詭激思想に基く運動漸次險惡に趨くの傾向
を帯び甚たしきは過般檢舉を見たる共產黨事件の
如き金融無缺の我が國体に變革を加へむとするが
如き不逞の徒輩の出づるを見るに至れるは各位と
共に洵に痛歎に堪へざる所なり之か時弊を匡救せ
んか爲には行政各般の方面に亘りて考究施設すへ
きもの多々あるへしと雖尊嚴なる我が國体の由來
する所を明瞭にし國民道德の根蒂たる敬神尊皇の
精神を涵養して民心の歸嚮を一にし、苟も愆る所
なからしむるは其の病源を根絶する所以にして極
めて緊要なる舉措と信す各位は此の機に處し宜し
く防長二州の傳統たる尊王愛國の精神を鼓吹し國
民精神の振作に努められむことを望む
現時の社會狀態よりするも思想問題より見るも國

民經濟を充實し其の生活の安定を圖るの先決緊要の事項たることは言を俟たず而して本縣は農漁村を以て人口の大部を占め之か振興を圖るは其の解決の根本にして其の方途固より多岐なりと雖勞力の分配を適正にし産業組織を複式合理的ならしむべき副業の助長發達を企圖するは最先の急務なりとす本縣に於ては深く此の點に鑑み客年副業獎勵に關する方針を宣示し官民共勵各機關提擧協力の下に其の發達を期すべく銳意努力しつゝあることは各位の既に知了せらるゝ所の如し各位は今後一層力を致し各地方の實情に適應する副業の進展に努め農漁村の振興を圖り以て國民生活の安定思想問題の解決に資せられむことを望む

農業の經營上に於て生産費を低減すると共に販賣の圓滑を期し以て企業の經濟的地歩を向上するは現下の農業事情に照し極めて喫緊の要務なりとす之か爲には農業の共同經營を促進し農業金融の圓滑を計り以て進歩せる農用機械器具の應用電力設備の普及を策し依て農産物の改良増殖を期し一面系統的組織に依りて之か販賣を有利に導くに在り農

村に於ける金融は其の中樞機關たる産業組合に於ける資金既に相當充實の域に在り系統的販賣機關亦漸く全からむとす之か利用の如何は實に前記目的の達成の上に至大の影響を存す此の場合各位は各級農會其他各種産業團體産業組合と常に一層の密接なる協調と連絡を保持し以て力を共同經營の指導獎勵に致し更に金融の圓滑と販賣上の統制を期し以て産業の發展に一段の努力あらむことを望む

本縣の林野は總面積三十一萬町歩に涉り之か經營の消長は常に經濟的に止まらず治水上に及ぼす機能極めて重大なり然るに林相未だ整備せずして動もすれば水利水力の減退を招來し時に大洪水の慘害を反覆せんとするは洵に遺憾とする所なり特に公有林野の整理及經營の如何は直に市町村の財政的基礎を左右するのみならず延ては社寺私有林野の施業に影響する所極めて大なるを以て今後一層之か整理經營の促進に努められたく尙縣は本年即位の大典を記念とし市町村との契約に基き収益分收の法に在り市町村公有林野に對し縣自ら造林を

行ひ以て林野の利用開發の方途を講せしむとし目下之か實施の進行中に在り各位は此の際縣の施設に策應せられ一層林業の發達に努められたし

教育の改善刷新に關しては其の方途極めて多岐なりと雖我か國現時の狀態に照し特に實業補習教育の振興を圖るは刻下の急務なりとす言ふ迄も無く實業補習教育は現に職業に従事する青年子女を收容し努めて實際的教養を施し且つ公民たるの訓練を加へむとするものにして國民の大多數が義務教育を終了後直に社會の實務に携はるの事情に鑑みるときは斯の教育の振興は實に小學校教育に對して畫龍點睛の用を爲すものと謂ふも敢て不可なかるへし加之斯の教育は國家産業の發達上其の根底を培養するのみならず青年の思想を善導し地方自治の進歩を促す上に裨益する所尠からざるを以て生徒就學の獎勵教員の増加設備の充實等之か振興に一段の努力あらむことを望む

町村合併のことに關しては曩に訓令を發し尙昨年集會に於ても訓示する所あり現下地方自治体の情勢上其の合併の必要なることに付ては已に屢述せ

しを以て敢て反覆するの要なかるへし各位は爾來地方の實狀に應し銳意之か促進に付調査の歩を進められつゝありと信す而して今秋は恰も御大禮の盛典を挙げさせられ國民舉つて奉祝の誠意を披瀝すると共に邦家の興隆を翼贊すへき秋なるを以て町村合併を御大典記念事業として敢行するも亦意義深遠なるものあるへし各位調査の結果苟も合併を可なりとするに於ては速に之か實現に向ひ更に一段の努力あらむことを望む

輓近國內の社會狀態を觀るに都市農村を通して各種の社會問題は益紛糾を加へつゝあり此の際に處し各種の社會政策的施設を一層振興し社會的疾患を匡濟し國民生活の安定を圖るの極めて緊要なるを認む殊に因襲的偏見に基く差別觀念を打破して同胞融和の實を擧ぐるは社會の平和人類の福祉を増進する所以にして現下の狀態に鑑み益其の緊切なるを覺ゆ各位は深く思を茲に致し地方の實情に應し其の實績を擧ぐるに努められむことを望む

國民生活の向上改善に關しては年來勤儉獎勵に關する諸計畫を實施し各位の盡力に依り相當成績の

見るべきものあるも消費經濟の改善を圖り之か徹底を期せむとせば更に婦人の自覺と努力とに俟つもの多し近時漸く婦人の自覺加はり各地に於ける婦人團體の組織等に依り之か向上を見つゝあるは洵に喜ぶべきことにして婦人をして消費經濟に關する實際上の知識を得せしめ消費者としての自覺を喚起するは勿論勤儉貯蓄副業兒童保護其の他社會公共のことに關し其の自覺を促し以て婦人の向上と國民生活の合理化とを期するは刻下の急務たり各位は一層之か施設の徹底を期せられむことを望む

終りに一言するは時世の推移民心の變化に伴ひ一般道義の念漸く頹廢し自己の權利保全を主張するに汲々たるに拘はらず動もすれば公民として緊要なる義務を怠るの風瀾漫せむとするは洵に遺憾とする所なり殊に自治政治民衆政治の基調は公民か各其の義務を重んじ責任を尙ふにありては現時の世態民心の趨嚮は地方公共事務の圓滿なる遂行に關しても大なる障礙を與ふるを以て各位は各種の機會に於て人心の機微を察して善導教化に努め今

後圓滿なる自治政治の實現と公共事務の遂行に便せられんことを望む
 以上は時局に處し地方の開発施設の刷新上主要なる事項に付所見を開陳したるものなり各位其の趣旨を諒し一層其の職司に精進努力あらむことを望む

指 示 事 項

- 一、大禮の本義周知徹底に關する件
- 一、大禮記念事業に關する件
- 一、地方經濟の整理節約に關する件
- 一、道路保護に關する件
- 一、水防準備に關する件
- 一、河川障礙物除却に關する件
- 一、副業獎勵に關する件
- 一、養蠶業獎勵に關する件
- 一、大典記念公有林野縣行造林施行に關する件
- 一、水源涵養造林獎勵に關する件
- 一、實業補習學校に關する件
- 一、高等小學校改善に關する件
- 一、青年訓練の成績向上に關する件

- 一、神職の待遇改善に關する件
- 一、氏子總代會の獎勵に關する件
- 一、思想善導に關する件
- 一、融和促進に關する件
- 一、婦人團體の組織並活動に關する件

注 意 事 項

- 一、縣稅事務に關する件
- 一、市町村會議員總選舉に關する件
- 一、町村役場事務の整理に關する件
- 一、農事組合の普及獎勵に關する件
- 一、惡性病害蟲防除に關する件
- 一、農業倉庫利用方に關する件
- 一、自作農創設維事に關する件
- 一、小作爭議に關する件
- 一、公有林野整理及施業に關する件
- 一、國産品使用に關する件
- 一、圖書館の内容充實に關する件
- 一、神社會計事務の整理に關する件
- 一、徵兵事務刷新に關する件
- 一、海軍志願兵募集に關する件

- 一、動員事務の整備に關する件
- 一、衛生狀態の改善に關する件
- 一、埋火葬に關する件
- 一、産婆普及に關する件
- 一、赤痢豫防に關する件
- 一、療屬の願届取扱に關する件

◎ 大 禮 使 彙 報

京都に行幸の儀以下の諸儀の期日左の通御治定あらせらる

- 京都に行幸の儀
 - 賢所春興殿に渡御の儀
 - 即位禮當日皇靈殿神殿に奉告の儀
 - 即位禮當日賢所大前の儀
 - 即位禮當日紫宸殿の儀
 - 即位禮後一日賢所御神樂の儀
 - 神宮皇靈殿神殿並官國幣社に勅使發遣の儀
 - 大嘗祭前一日鎮魂の儀
- 十一月六日
 同 七日
 同 七日
 同 十日
 同 日
 同 日
 同 十一日
 同 十二日
 同 十三日

大嘗祭當日神宮に奉幣の儀 十一月十四日
 大嘗祭當日皇靈殿神殿に奉幣の儀 日
 大嘗祭當日賢所大御饗供進の儀 同
 大嘗宮の儀(悠紀殿供饗の儀) 同十四日ヨリ
(主基殿供饗の儀) 十五日ニ亙ル
 即位禮及大嘗祭後大饗第一日の儀 同 十六日
 即位禮及大嘗祭後大饗第二日の儀 同 十七日
 即位禮及大嘗祭後大饗夜宴の儀 同
 即位禮及大嘗祭後神宮に親謁の儀 同 二十日
 即位禮及大嘗祭後神武天皇山陵に親謁の儀 同 二十三日
 即位禮及大嘗祭後仁孝天皇山陵 同 二十四日
 孝明天皇山陵に親謁の儀 同
 即位禮及大嘗祭後明治天皇山陵に親謁の儀 同 二十五日
 東京に還幸の儀 同 二十六日
 賢所温明殿に還御の儀 同 二十七日
 東京還幸後賢所御神樂の儀 同 二十八日
 即位禮及大嘗祭後大正天皇山陵に親謁の儀 同 二十九日
 還幸後皇靈殿神殿に親謁の儀 同 三十日

即位禮及大嘗祭後大饗第一日の儀の當日(十一月十六日)地方に於て左の諸員に饗饌を賜はせらる

- 一 高等官同待遇
- 二 有爵者
- 三 從六位以上の有位者
- 四 勳六等、功六級以上の帶勳者
- 五 褒章受領者
- 六 神佛各宗派管長
- 七 門跡寺院住職
- 八 道府縣會副議長、議員
- 九 朝鮮道評議會會員、臺灣總督府評議會會員、臺灣州協議會員
- 十 市長、大連市長、旅順市長
- 十一 市會議長、大連市會議長、旅順市會議長
- 十二 東京市會議員、京都市會議員、名古屋市會議員
- 十三 市制第六條の市の區長、區會議長
- 十四 六大都市の市の參與、助役、局長
- 十五 町村長(名主、小笠原島世話掛、朝鮮に在りては面長、台灣に在りては街庄長、

臣に届出つること

服装 一、男子は大禮服、正装、通常禮服(燕尾服、シルクハット、黒高帽)禮裝、通常服、(フロックコート)、通常禮裝

一、女子は中禮服(ローブデコルター)通常服(ローブモンタント)、袴、白襟紋附

一、神佛各宗派管長、門跡寺院住職は前二號の服装に相當する服装

萩町 辭令

濱崎新町第一區區長代理者 田中 槌五郎
 濱崎新町第二區臨時區長代理を命す(七月二十日附)

區長、關東州に在りては會長、樺太に在りては町村長、南洋に在りては総村長、區長、村長、助役を含む)

- 十六 在職判任官二等以上、同待遇
- 十七 判任官三等以下の警察署長、稅務署長
- 十八 官公私立小學校、公學校、普通學校及普通學校の長
- 十九 各種事業功勞者、優遇者及名望家

備考 未成年者は之を除く

注意

届出 第一項乃至第十八項に該當する者(即位禮及大嘗祭後大饗第一日、第二日并夜宴の儀に召さるべき者を除く)は來る十月十日迄に十一月十六日に現在するべき地の地方長官(内地に在りては道廳長官、府縣知事、朝鮮台灣に在りては總督、關東州、樺太、南洋に在りては長官)宛宿所、召さるべき資格、氏名を書留郵便を以て届出つへし但し陸海軍軍隊學校艦船に在る者は陸海軍大

◎松陰崇敬會趣旨書

畏れ多くも教育勅語は皇國の大道天地の大經にして私どもの絶對無二の目標であります。私どもが此の 聖旨に奉答せんとする精神は、進りては國民の血となり流れては國家の生命とならなければなりません。併ながら世態は日に月に推移して、社會風紀の頹廢國民道德の衰微甚しく思想界は渾沌として危險の狀態に陥らんとしてゐます。今や戊辰の歳は明治維新の如き時運であります。から私どもが右の憂ふべき狀態を矯めて第二の維新を作るべきではありませんまいか。

此の重要な秋に當つてかの時弊を救済して國民精神を樹立振興せんには偉人に對する信念の力に依らねばならぬと思ひます。わが松陰吉田先生は國民道德に關する信念が洵に鞏固でありまして其の終生の言行は一として教育勅語にかなはざるはありませぬ。故に私どもが先生を崇敬して之に私淑するは即ち國民道德を向上せしめて 聖旨を奉體する所以の

道であると思ひます。是れ私どもの理想とする所であります。茲に私どもは先生の言行に追隨して斯の大道大經を實行しましたならば 皇運を無窮に扶け奉ることが出来ることと信じましてこの松陰崇敬會を設立せんとする次第であります。大方諸君不肖等の微意を諒とせられて御賛同を給らんことを切に希望します。昭和三年七月

縣社松陰神社

司會者

社司 高田盛穂

社掌 陽冬藏

松陰崇敬會會則

- 第一條 本會ハ教育勅語ノ 聖旨ニ則リ松陰先生ヲ龜鑑トシテ品性ノ向上ヲ圖リ健全ナル國民精神ヲ振作スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、松陰神社ノ祭典ヲ莊重ニスルコト
 - 一、先賢聖哲勤王志士ノ英靈祭ヲ臨時執行

スルコト

- 一、松陰研讀會ヲ開催スルコト
- 一、皇典講究會ヲ開催スルコト
- 一、講演會及修養會ヲ開催スルコト
- 一、其他隨時必要ト認めタル事業
- 第三條 本會ハ山口縣萩町縣社松陰神社社務所内ニ本部ヲ其他必要ノ個所ニ支部ヲ設置ス
- 第四條 本會ノ趣旨ヲ賛成シテ入會セラル、人士ヲ會員トシテ會員名簿ニ登載ス
- 第五條 本會ノ趣旨賛成セラル、知名ノ士ヲ特ニ賛助員ニ推薦ス
- 第六條 本會ハ縣社松陰神社崇敬者惣代及維持會理事諸氏ヲ本會顧問ニ推戴ス
- 第七條 本會ノ經費ハ篤志家ノ寄附金ヲ以テ支辨ス
- 第八條 本會ノ會計ハ縣社松陰神社會計部ヘ其保管ヲ委託ス

顧問

- 土井市之進
- 土井幸槌
- 渡邊世祐
- 片山岩根

- 上山滿之進
- 厚東常吉
- 玉木正之
- 瀧口吉良
- 瀧口清作
- 中村正路
- 子爵 野村益三
- 信國顯治
- 國重政亮
- 藤井倉太郎
- 阿部直彦
- 齋藤金祐
- 齋藤彦一
- 三輪録郎
- 南方良輔
- 平野斌
- 森田豐吉
- 杉相次郎
- 鈴木美徳

◎中の倉婦人會員懇談會

萩町中の倉婦人會員約五十名は七月十五日午前七時人丸神社に參集し鳥居下より神社に至る參宮道路約百二十間の除草作業奉仕後同社境内に於て懇談會を開催せり席上岡田萩町書記は町豫算の概略と租税に關し詳細説明する所あり會員一同は今後一層の努力を以て滞納矯正の實を擧げ關係區域内の完納を期すべく申合せを爲し尙ほ河村椿東小學

校長は婦人と修養と云ふ題下に頗る有益なる講演

ありて最も有意義なる會合を遂げたり

學

事

◎宇垣大將青年訓練所

視閲の狀況

昭和三年七月十二日は、軍事參議官陸軍大將宇垣一成閣下青年訓練所視閲の日なり。

待ちわびたる青訓生徒は、午前十時頃より續々明倫小學校々庭に參集し十一時を過ぐる頃既に數百人に達し、遠きは十數里の旅程を踏破し來れるものもあるも、少しの疲勞の態もなく各所に屯して人員點呼、服裝検査等を行ひ、混雜の中に規律整然として準備を急ぎ、午後一時全部の集合を終る。

指定青訓生徒

四二五人

阿武大津兩郡青訓代表	一三〇人
萩中萩商生徒	一、二一〇人
阿武大津兩郡青年團員	四四六人
在郷軍人	二七七人

總計二千四百八十八名に達し、來賓並に當日の壯觀を見んとして集り來れる觀衆を加ふれば、實に二千八百人を算す。

御許町角より町役場前を經明倫校南側に至る道路一帯に萩町、三見、明木、佐々並、大井各村青訓生徒、阿武大津兩郡青訓代表、萩中、萩商生徒在郷軍人、青年團員の順序に堵列して、視閲の時刻を待つ。

各團體毎に之を表示せる、團旗、會旗、校旗等

數十旗並立し、青年の士氣大に振ひたるを感せしめたり。

是より先、宇垣大將は、美禰郡眞長田村に於ける、青訓の視閲を終り、午後一時四十分大田町を出發せられ、副官並に五師團司令部付森少將、大森本縣知事、田中學務部長、阪井社會教育課長、河村全主事、立石体育主事外數名を隨へ、川上村白馬まで出迎へたる林萩町長、山田、平瀬兩少將の案内により自動車で來萩されたり。時に午後三時十分なり。

宇垣大將は颯爽たる、英姿を徒歩にて運ばせつゝ、各青訓其の他各團體の敬禮を受け、明倫小學校に至り、田中明倫青年訓練所主事の先導にて、階上に少憩し、次いで同校本門前より平安古間に於て行へる、明倫青訓生徒の陣中勤務を視閲され終つて明倫校運動場に於ける分列式に臨み、嚴肅壯觀裡に視閲を終り、訓示に移られ

諸君の只今行つた行動は、短時間の觀察ではあるが、先づ以て上出來である。賞讃せられ更に語をついで

然し乍ら斯る訓練は、國家的に見るも、諸君の個人的に見ても、極めて重大なる意義を有してゐる。此の目的、意義、精神から考へると、まだまだ完全であると云ふ迄には、余地があり、距離がある。尙大に奮發して一段の努力を致して貰ひたい。而して之を諸君の實生活に應用、活用し以て本訓練の生れた目標に向つて邁進されたい

と大に激勵せられ、更に言葉を改めて

學校教練又は青年訓練に、若し生みの親があると云ふならば、その親の一人は確に不肖である。私は考へてゐる、又此の場に居らるゝ在郷軍人諸君は申す迄もなく、國の爲に死生を共にする處の戰友である。そして主事、指導者諸君は、自分の生みの子を御世話下さる方であるから、自分は非常に喜んで氣付を遠慮なく話したいと思つてゐる。

と全く慈父の我が子を諭すが如き態度にて、愛國の情念迸り、言々肺腑を衝くの感あり、最後に

私は昨年十二月以來各地を廻つてゐるが、自

分は田舎者である、田舎者であることが、至上の幸福であると大手を振って威張つて闊歩し得るものであるのに、その抱負なり、信念なりが缺けてゐるから、都會の風俗習慣を、眞似たがる様になる。それは甚だ怪しからぬことである。明治維新の宏謨を翼賛し奉つた者は、この萩の如き邊鄙の地の田舎者である都會の者には斯ることは出来ぬ。随つて田舎者であることが、何よりの幸福であると、私は言ふのである。

若し昭和の維新ありとせば、この第二の維新を策源すべきものは、かゝつて田舎者の双肩にある。諸君は此の考を以て、國家の中心とならねばならぬことを忘れてはならぬ。

さて多大の感奮激動を興わられたり。之に對し田中明倫青年訓練所主事は

御訓示の趣旨を感銘し、指導者も生徒も御趣旨に副ふべく努力すへし

と答辭を述べ解散し、一同講演會場に集合し、左記の如き講演を聴講したり。

◎宇垣大將講演要領

(於明倫講堂)

今日お集りの諸君は、青年訓練所生徒學校生徒等が主である様に見受けるから、青年訓練所學校軍事教練が如何なる意義目的をもつて創設されたかを述べて見やうと思ふ。尙在郷軍人諸君もお集りのやうであるから、それらの諸君にも若干申述べ度いと思つてゐる。

諸君御承知の通り日本の國は、天恵には余り恵まれて居ない國である。古來瑞穂の國と稱して居るから如何にも天産の豊かな國のやうに思はれるけれども、それは人口の少い昔の事であつて、今日の如く人口が、年々増加して來ては決して豊かであるとは申されぬ。領土が狭少で人口が稠密であるから、多くの食料を輸入して空腹を凌いで居るのである。また衣服の原料に就いて見ても、羊毛、綿等を多量に輸入し之をそのままに或は加工して寒暑を防いで居るのである。又建築材料を見ても我國は至る所に、森林を見る

ので、建築材料などは十分であるかのやうに見わ
るが、實は年々一億近く外國材を買入れて雨露
を凌いで居るのである。

人間生活の必需品である、衣食住の方面に就いて見ても右の如く外國品の供給を仰がねばならぬ現狀である。又現金の持合せの少い我國は、種々の物を作つて之を輸出し、その利得に依つて外國品を買入れなければならぬのであるが、その物を作る所の原料即ち工業原料も著しく缺乏して居る。銅などは多いやうであるが、之も數年と續かないであろう。そしてこの輸出入の關係に就いて見ても、外國で都合の良い場合には日本品を買取つて呉れる。又日本の必需品を賣出して呉れるが若し自國に都合の悪いときには、買つても呉れなければ賣つても呉れない。さうなると我國民は著しく脅威を感ぜざるを得ないのである。即ち經濟上の獨立といふことに就いては、非常にその要素を缺いで居る國であつて、天恵には頗る縁の薄い國民であると言はねばならぬ。
故に他國が勝手に自國の都合に依り、輸出入を

制限したり禁止したりしては、我が國民生活は非常に不安を感じ、脅威を覺ゆるものであるが、その勝手氣儘を防ぐことの出来る唯一の途は、帝國の權威を確立するにある。帝國の權威、國威が確立したならば、他國も之に服し勝手氣儘をし得なくなるであらう。

その爲には國の實力を充實しなければならぬ。實力充實の爲には富を増殖し、化學工業を振興させなければならぬのであるが、その運用は所詮一人にあるのであるから、帝國の國民一人々々が立派な人にならなければならぬ。立派な人間にして科學が、運用せられることに依つてのみ始めて國の實力は充實するのである。

その爲には前途ある青年の心身を陶冶して立派な人間を作り、それによつて國の實力を充實して行かねばならぬ。之が青年訓練所の創設された理由である。

以上は國の外に對する方面を述べたのであるが國の内に對してはどうであらうか、嘗て我國は日清日露の役に於いて、國民はよく奮勵努力し非常

の緊張を以て一躍世界強國の班に伍したのであるが、其の後漸次國民の心に弛みを生じ、怠慢の氣風が萌したのである。こゝに於て明治四十一年には、戊申詔書を下して國民を戒しめ給ふたのである。其の後世界大戰に参加したのであるが、他の歐洲の主戰國の如き悲惨事には會せずして、却つて貿易關係に於て物質上の利益を得たのである。國民の氣分が、弛みかけたときに金儲けをしたのであるから、國民舉つて浮華放縱に流れ、然も歐米に醸生したる過激思想までもはいて來たのである。大正十二年には長くも國民精神作興の詔書を下賜されたのであるが、これに依つて國民の精神が、緊張したかのやうに見わたるも、ほんの一時のこと、浮華放縱の氣風は依然として都鄙を掩ふて居るといふのが今日の現狀である。斯くの如くんば、國の外の方面即ち經濟的事情は抜きにして考へ、内の方面だけでも皇國の前途は暗黒に向かふではないかと思はれる。宜しく吾人は、大いに改善して洋々たる前途あらしめねばならぬ。

内に於てすら然り、況んや經濟的方面に於て儉安をゆるさぬ事情に迫られて居るのであるから、層一層國民訓練に依つて心身を陶冶し、立派な國民を作ること努力しなければならぬと思ふ。故に私は斯く信ずる「生徒が創設の目的を理解し其の意義使命を咀嚼し、榮養分を採つて行くことが、出來得るかどうか」といふことに依つて皇國前途の消長は卜し得られるものである。故に諸君は、近傍にまだ青年訓練所に入所せぬ青年や、出席不良の青年があれば、大に入所を勧誘し出席を督勵して、其々に一層の勉強をして貰はねばならぬのである。今日の現狀では青年訓練所創設の意義目的には、遙かに遠いものがある。宜しく諸君の前途に大なる努力を期待するものである。終りに當り在郷軍人諸君に參考の爲に一言する。近來世界の永久平和、不戰條約、軍備制限等の問題が、世間に流布されて居るが之は如何なる所から起つた思潮であるかといふことを良く承知して置かないと、諸君の思想上に根本の動搖を來さぬとも限らぬ。それは

(一) 宗教家哲學者の間に論じられる
 (二) 大戰争の後には必ず歴史的に起つて來る
 (三) 財界の不況時代には不生産的なるかの如く見ゆる軍備に制限を加へんとする議論が起る
 (四) 豊富に物資を有する國民の間に現狀を維持せんとする欲求より起る

他にも種々あるが、大体今日唱へらるゝ平和論の根據は、右のやうな原因をもつて高潮せられるのであるから、諸君は世論に迷はされず、自己の技能を磨くことに専念されたいと思ふ。將來の戦争は、如何に變化するかと云ふことにも注意されたいものである。從來の戦争は平面的のものであつたが、將來の戦争は立体的のものである。從來の戦争は軍人を主とするものであつたが將來は國家總動員舉國一致で當らなければならぬ戦争である。從來は鐵と鐵の戦争であつたが、將來は鐵の上に炎が加はり、瓦斯が加はり、電氣が加はつて居る。諸君はよろしく習得せる技術を練磨すると共に、時代の趨勢を洞察し、一旦緩急あ

る場合、御奉公に遺憾のないやう準備と覺悟とを要するものであると思ふ。
 生徒諸君、在郷軍人諸君、大に緊張して、御健闘下さることをお頼み致します。
 萩は多くの、志士名士を輩出したる環境の美しい所である。然し環境が如何に美しくとも、それを誇るのみであつて、心に弛みがあつては何にもならぬ。大に緊張して下さい (文責在記者)

●市町學務主任集會開催

七月十三十四の兩日縣下二市三十三町より成る學務主任者集會を萩町衙に於て開催縣學務課より縣屬池田秀夫、安田誠人兩氏臨席兩日とも午前中提出事項に付協議を催し午後は各學校の視察及史蹟の見學を爲したり

●菊ヶ濱海水浴場開設に就て

菊ヶ濱疏水口より舊避病舎の沖合に亘り左の通競

泳用水練用共一般的の設備を施したり

○競泳用設備

ターニング台 二台 組立式 長三間 幅四尺 高八尺

○水練用設備

飛込台 三台 組立式 高サ十七尺

○初歩者取組台 三台

長三間幅二尺五寸高二尺五寸 一台
長二間幅高サ全前 二台

○浮丸太 二本 長サ三間

○浮木(警戒線ブイ)

水邊より四十間の沖合に連結しある一尺のブイ百個を布設し警戒線となす

○一般的設備

男女子専用便所各一棟

以上は町に於て設備す

○休憩所 天幕張 男女各一張

○打抜井戸 二ヶ所

以上は萩商工會に於て施設す

●水泳講習會

阿武郡教育會、萩町及萩商工會の聯合主催にかゝる夏季水泳講習會は七月二十五日午前九時から菊ヶ濱海水浴場に於て開催せられた
講師は村田繁樹氏之に膺り講習生は男子二百五十名女子二百名合計四百五十名で八月五日午前十時に閉會式を舉行する豫定である

●海水浴場取締に就て

菊ヶ濱海水浴場に於ける諸設備の監視其の他に就ては左記二名に對し取締方を囑託した。
山根 三吉 長山 吉次

●天平文化寫眞展覽會

七月二十八九兩日山口高等學校郷土史研究會主催にかかわる天平文化寫眞展覽會を萩町公會堂に於て開催した。出品物は飛鳥時代より鎌倉時代に至

記

萩地方の上代文化

弘津史文氏

天平期に至る佛教藝術の變遷

田 教 授

佛教美術解説

小川五郎氏

●天平文化座談會

天平文化寫眞展覽會の用務で二十六日來萩した田田山口高等學校教授弘津同校囑託小川京都帝大生を招致し同日午後八時から萩町公會堂に於て天平時代に關する左の題下に座談會を開いた

●小學校教育費豫算の一斑

縣下の市及主なる町に於ける昭和三年度歳計豫算中經常部教育費並小學校教員俸給豫算額等左の如し

市町名	教育費總額	小學校教育費總額	其他教育費	教員俸給總額	本科正教員一人平均月俸額	專科正教員一人平均月俸額	助教員一人平均月俸額
岩國町	四八、六四四	四一、〇八四	七、五三〇	二七、三三六	六〇、〇〇	四七、〇〇	六、〇〇
柳井町	八八、三九三	五四、四四二	三三、九五一	三九、七〇〇	六〇、〇〇	五〇、〇〇	一〇、〇〇
徳山町	六九、五四三	六〇、二〇〇	九、三四三	四六、四四〇	六〇、〇〇	五〇、〇〇	一〇、〇〇
防府町	七九、三六六	七六、〇〇四	三、三六二	五七、三三四	六〇、〇〇	六〇、〇〇	一〇、〇〇
山口町	八〇、七四二	七六、九六六	三、七七六	五七、七五九	六二、三〇	四七、五〇	一〇、〇〇
長府町	四四、三三九	三三、七六七	一〇、五七二	三五、一四四	六二、三〇	六五、〇〇	一〇、〇〇
彦島町	六六、六五七	五九、一四四	八、五一三	四三、一五二	六二、〇〇	四六、五〇	一〇、〇〇

萩町	一五、八七	二九、五五	三九、三二	八八、五四	五、〇〇	四六、〇〇	五、〇〇
宇部市	一五、〇七	二八、〇二	三一、〇五	一〇〇、五二	六三、〇〇	五九、〇〇	四六、〇〇
下關市	三〇、五〇	二六、六四	一一、八九	一九、五七	六、五〇	六、五〇	一

備考 補助教員の豫算を區別せざるものは本科正教員豫算の中に之を包含せしめるに由る

◎ 小學校教員免許狀

今回萩町在住左記の者に對し小學校教員免許狀を下付せられたり

瀬川愛子
服部貞子
溝部勝子
丸見シヅ

尋常小學校本科正教員タルコトヲ免許ス(各通)
吉村多喜子
木下美恵子
中村貞子
寺田スミコ
尋常小學校准教員タルコトヲ免許ス(各通)
山口縣

昭和三年七月三日

山口縣

産

業

◎ 萩税關支署竣成に就て

客年十二月十日を以て萩開港を命せられ同日を以て税關支署開廳のころ其の後廳舎新築の設計成り最近全部の工事竣成するに依り來る十月中旬の比に於て門司税關の主催として新廳舎の清祓式に併せ落成式をも舉行せらるる筈となれり萩町として右の舉式に参加するの傍ら萩開港の祝賀會をも催ふることとし目下門司税關と打合せ中である惟ふに萩開港なるものは町將來の運命を支配すへき多年の懸案たりしことに鑑み此の際舉町一致を以て自祝の盛典を挙げたいと思ふのである

◎ 御大禮奉祝博覽會

來る十月一日より十一月三十日迄二ヶ月間東京毎夕新聞社主催となり産業及副業を振興する目的を以て大禮奉祝博覽會を不忍池畔産業館に於て開設し全國の副業品を一堂に蒐集比肩する筈なり本業は當業者としては彼是の比較研究ともなり販路開

拓上頗る有意義なるのみならず副業奨励上効果尠からざるを認め一般當業者に對し出品方勧誘中なり尙ほ出品に關する詳細は町勸業課に就き聞合せられたし

◎ 夏蜜柑出荷組合設立 協議會開催

萩町として特産夏蜜柑の聲價挽回に處する爲萩夏蜜柑出荷組合設立に依る共同出荷の要ありと認め七月十五日縣農會羽隅技師及縣農務課藤田技手の來萩を機會に樁信用組合に於て之が組合設立に關する協議會を開き重要物産同業組合法による理想組合設立の第一歩として採取、選果、荷造り、販賣等を共同で行ふ部落の小組合設立を極力指導奨励し以て將來の理想組合の實現に進ましむべく今後の方針につき審議協定せり

因に當日の協議會に参加したる者左の如し
山口縣農會 羽隅技師
山口縣廳 藤田農林技手

阿武郡農會 平野會長 永田技手 松村技手
 萩町 齋藤技手 森田技手

●屑繭製絲及眞綿製造
 講習會狀況

萩町主催となり講師として山口縣農林技手澤本愛子助手として萩町河野ツネの兩氏を招聘し萩繭市場に於て屑繭製絲眞綿製造講習會を開催せり其の狀況左の如し

屑繭製絲の講習は七月一日より同月五日迄五日

間として講習人員五十一名にして足踏機械六台座繰機械十五台を使用し原料繭一石二斗三升を以て絲量八百九十六匁を製絲せり
 眞綿製造の講習は七月六日より同月十日迄五日間とし講習人員六十四名にして機械四十組を据付け原料繭三石一斗を以て眞綿三貫四百三十匁を製造せり
 七月十日午后四時同會場に於て兩者を通し講習生九十九名に對し講習證書を授與したり
 因に前記講習生に就き調査したる從業關係の希望種類左の如し

製業	製業	製業	製業
自宅又は町内工場に於て工賃に依り従事する者	自宅又は町内工場に於て工賃に依り従事する者	自宅又は町内工場に於て工賃に依り従事する者	製絲眞綿を通し工賃制度に依り従事する者
一三人	二二人	三五人	一〇人
自家生産の繭を處理する者	自家生産の繭を處理する者	自家生産の繭を處理する者	
			一六人

●萩町立魚市場業務概況

昭和二年度萩魚市場業務概況左の如し

記
 (一)一般の需給狀況 昭和二年度に於ける一般の取扱高は昭和二年二月新に越ヶ濱出張所を開設

せる爲前年度に比し多少の増加を示せるも財界不振の結果相場稍下落の傾向を持続せり就中機船底曳網漁業は漸次堅實なる發達の域に進み老朽船を廢し新鋭船を以て之に代ふるもの次第に増加したる爲近時漁場の荒廢を云々するに至りたるも本年度は相當の成績を以て終始せり尙ほ近海漁業中鯧船曳網漁業は秋期に於て近年稀なる豐漁を爲し賣上高中異數なる好成绩を挙げたるも其の他の延繩罾網流刺網大謀網等は不相變前年度と同様引續き不振の域を脱せず這是畢竟先年來數度の震災の影響を受け潮流及魚道の激變に起因するもの如く随つて小手繰網柔魚

釣各種一本釣其の他の雜魚の如きも亦不振の域を脱せざりし
 需用方面に於ても不振の度は益々深刻にして殊に當萩地方の漁獲物は鮮魚として其の七割強を他市場へ搬出しつゝあるに際し近年都市の市場は問屋式より中央卸賣市場制度に變遷するの過渡期に達するを以て人心の安定を欠き相場の變遷騰落の甚しき等市場の空氣を惡化せしめつゝあるの狀態に鑑み當市場は其の取引上にも相應の緊重味を加へたるため突飛なる相場動きに比し相當價格を持続したるは其の成績概して良好なりと謂ふを得へし

(二)取引高の前年度との増減比較

市場別	種別	昭和二年度	前年度	増	減	摘要
秋魚市場		七八九、七一九、六四	八〇八、〇二八、五二	△一八、三〇八、八八		昭和二年二月十二日開設
越ヶ濱出張所		二二八、七九八、八三	四六、一四四、五六	一八二、六五四、二七		
計		一、〇一八、五一八、四七	八五四、一七三、〇八	一六四、三四五、三九		

(三)本年度賣上高月別比較表

月別	市場別		合	計
	萩魚市場	越ヶ濱出張所		
四月	七六、四二九、四〇	一八、二三〇、九九	九〇、六六〇、三九	
五月	六二、九九七、五四	二一、五七二、〇九	八四、五六九、六三	
六月	三三、八四八、五一	二三、二七九、六三	五七、一二八、一四	
七月	二七、九一一、六九	一五、六四一、七六	四三、五五三、四五	
八月	三〇、一九六、三〇	一二、〇〇二、〇〇	四二、一九八、三〇	
九月	六二、九九六、七〇	一四、九〇三、三〇	七七、九〇〇、〇〇	
十月	一〇五、一三一、六六	三四、〇〇一、三五	一三九、一三三、〇一	
十一月	九七、九三一、〇三	二八、一八二、〇三	一二六、一一三、〇六	
十二月	七九、六六七、七七	一一、三三九、一七	九二、〇〇六、九四	
一月	六六、七四九、四四	一一、一〇五、二四	七七、八五四、六八	
二月	七五、〇八五、五六	二〇、九九二、九七	九六、〇七八、五三	
三月	七〇、七七四、〇四	一六、五四八、三〇	八七、三二二、三四	
計	七八九、七一九、六四	二二八、七九八、八三	一、〇一八、五一八、四七	

(四) 使用料収入額及諸獎勵金交付額

科目	年度比較		前	年	度	増	減
	昭和二年度	前					
使用料収入合計	一一二、〇六四、〇八	九三、九七五、九〇				一八、〇八八、一八	

指定仲買歩戻金	二〇、三六八、八四	一七、〇八二、二四				三、二八六、六〇	
全歩戻積立金	五、〇九〇、八六	四、二六八、九八				八二一、八八	
一般委託者歩戻金	一四、七六四、三三	一二、四〇九、二四				二、三五五、〇九	
機船底曳網歩戻金	二、五六二、六七	二、四三五、五三				一二七、一四	
越ヶ濱漁業組合	四、六一〇、八三	九二八、八三				三、六八二、〇〇	
小畑浦漁業組合	三、〇〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇					
一般委託者直接獎勵品代	三、五〇四、〇三	三、二二二、〇五				二八一、九八	
諸獎勵金支出合計	五三、九〇一、五六	四三、三四六、八七				一〇、五五四、六九	

(五) 賣買關係業者の増減

關係業者	年度別		増	減	附	記
	昭和二年度	前				
賣込人	一、五九五、八	一、四五〇、八		一四五、八		
指定仲買人	一九八	一三二		六六		
附屬仲買人	三一九	二九〇		二九		越ヶ濱出張所開設ノ爲増加
其他	五五	四八		七		
計	二、一六七	一、九二〇		二四七		

(六) 集散方面別狀況

散		集		區別	昭和二年度	前年度	増減
町内	縣外	其計	郡内機船底曳網物 全一般漁獲物 その他				
一	一	一	一	昭和二年度	前年度	増減	
一八三、三三三、三五	四四八、一四八、一二	一、〇一八、五一八、四七	四六三、六八三、三八 四三三、五二三、五三 一三、三一、五六		四四二、三〇〇、五六 一九六、二七〇、三六 二一五、六〇二、一六△	二九、五八二、一九 七二、三一、九七 六二、四五、二三	二一、三八二、八二 二三七、二五三、一七 九四、二九〇、六〇 一六四、三四五、三九
一、〇一八、五一八、四七	三八七、〇三七、〇一	一、〇一八、五一八、四七	一、〇一八、五一八、四七		八五四、一七三、〇八	一六四、三四五、三九	
一五三、七五一、一六	三七五、八三六、一五	一、〇一八、五一八、四七			八五四、一七三、〇八	一六四、三四五、三九	
一五三、七五一、一六	三七五、八三六、一五	一、〇一八、五一八、四七			八五四、一七三、〇八	一六四、三四五、三九	
一五三、七五一、一六	三七五、八三六、一五	一、〇一八、五一八、四七			八五四、一七三、〇八	一六四、三四五、三九	

●六月中町立萩魚市場賣買取扱高

萩魚市場 三二、九八九、九四〇
 同越ヶ濱出張所 一七、六〇〇、八七〇
 同玉江出張所 七、三八〇、三四〇
 合計 五七、九七一、一五〇

●山東派遣軍へ第二回夏蜜柑追送

四月分以降累計 三二一、六七八、四〇〇
 宇品陸軍糧秣支廠より東山派遣軍へ追送の爲第二回分として萩夏蜜柑四百籠の買上げを得たるにより其の成績は借入當時の収量に比し左記の通増收を示すに至れり

り本町末永光藏、坪倉金次郎、井山藤一の三氏を供給者として七月十六日門司發原田丸に搭載發送せり

●町營夏蜜柑試作園收穫量

試作園地	借入當時の收穫量	一ヶ年施業後に於ける本年收穫量
堀内試作園	拾貫 匁 (壹籠半)	四拾五貫 匁 (五籠)
金谷試作園	九拾貫 匁 (拾籠)	四百參拾貳貫 匁 (四拾八籠)
沖原試作園	八拾參貫 匁 (拾籠)	六百八拾貫 匁 (八拾籠)
土原試作園	參拾貳貫 匁 (四籠)	百八拾七貫 匁 (貳拾貳籠)
江向試作園	五拾四貫 匁 (六籠)	參拾六貫 匁 (四籠)
上野試作園	百六拾八貫 匁 (拾九籠)	五百八拾五貫 匁 (六拾五籠)
吉田町試作園	四拾參貫 匁 (五籠)	貳百五拾貳貫 匁 (貳拾八籠)
山田試作園	前年度收穫後借入せる爲見込 收量貳百拾參貫 匁 (貳拾五籠)	五百五拾參貫 匁 (六拾五籠)
合計	六百九拾參貫 匁 (八拾籠半)	貳千七百七拾貫 匁 (參百拾七籠)

備考 借入れたる試作園は總て枝梢混淆せる蜜植園なりし爲之を千鳥式に間伐し栽植本數を二分の一に減し肥培管理せるものなり

●萩町各驛に於ける夏橙
出貨調

(自昭和貳年八月一日
至昭和參年七月廿日)

●七月中輸出入貨物調査

萩税關支署調査

月別	驛名	萩驛	東萩驛	玉江驛	計	換籠	算數
二	八	1	3	9	13	300	300
全	九	1	1	4	6	100	100
全	一〇	1	1	4	6	100	100
三	二	1	1	1	3	25	25
全	三	150.6	103.0	31.0	284.6	7,155	7,155
全	四	1,095.0	611.0	334.0	2,040.0	4,250	4,250
全	五	2,611.0	855.0	453.0	3,919.0	7,975	7,975
全	六	740.0	547.0	480.0	1,767.0	4,975	4,975
全	七	97.0	61.0	266.0	444.0	1,060	1,060
計		3,657.6	2,141.0	1,497.0	7,295.6	18,800	18,800

備考 一噸當は貳拾五籠と計算せり

夏蜜柑	百〇四噸	貳千八百參拾壹圓	大連行
鯛の罐詰	七噸	千參百六拾圓	同
アゴ乾物	1	六拾參圓	同
鯉の罐詰	壹噸	參百五拾七圓	同
筍の罐詰	五噸	九百參拾圓	同
國旗竿	壹噸	五拾四圓	同
竹 箸	壹噸	貳拾四圓	同
竹 筥	1	貳拾九圓	同
鮮魚箱	拾參噸	貳百六拾圓	同
杉丸太	七百貳拾七噸	同	同
竹皮草履	壹噸	壹萬四千九百九拾四圓	同
壘	壹噸	八拾圓	同
計	八百六拾壹噸	貳萬壹千九拾貳圓	同
本年一月以降累計	壹千五百六拾八噸	參萬七千五拾八圓	同

財政經濟

●萩町特別稅戶數割條例
中改正

町村制第七十五條第一項に依り本縣知事の指揮を受け萩町特別稅戶數割條例第六條中徵收期日に關し特別の必要ある場合に限り町會の議決を経て之を變更し得ることに改正し發布の日即ち昭和三年七月十八日より之を施行することとせり

限に變更せり

●昭和三年度六月分納稅成績

六月分徵收稅金は縣稅家屋稅及全町稅附加稅の二種にして縣稅納期限改正の結果年額を一時に徵收することとなりたる爲徵收上不尠困難を感せしにも拘らず區長の努力と納稅者の自覺とに依り左表の如く好成績を擧ぐるに至れり

●萩町特別稅戶數割徵收
期日變更

町村制第七十五條第一項但書に依り本縣知事の指揮を受け萩町特別稅戶數割條例第六條第一項中第一期の徵收期日を昭和三年度に限り八月二十七日

年度	期別	縣 調		町 定		縣 滯		町 納	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
昭和二年度	前期	四、五七 ^A	七、七四 ^B	四、五七 ^A	四、三三 ^B	三〇八 ^A	一、〇二 ^B	三〇九 ^A	五、六九 ^B
	後期	四、五七 ^A	七、六八 ^B	四、五七 ^A	四、二八 ^B	二六七	二六 ^B	二六四	三、四八 ^B
昭和三年度	年額一時徴收	四、五五	一六、九〇 ^B	四、五五	九、四三	一六五	一、五七	一六四	八、六九

軍

事

◎昭和四年度陸軍諸生徒募集

陸軍士官學校豫科生徒

- 一、採用人員 三百十五名
- 二、志願者の資格 一般よりの志願者

明治四十二年四月二日より大正二年四月一日迄に

三、學力

生れたる者

現役下士よりの志願者 明治三十六年四月二日以後に生れたる者
幹部候補生又は現役兵よりの志願者(但し出願の際に在營者に限る) 明治三十七年四月二日以後に生れたる者

概ね中學校第四學年第二學期終業程度に於て試験を行ふ

四、出願期限及手續

昭和三年十一月二十日迄に志願票を直接教育總監部陸軍將校生徒試験常置委員宛に送付すると同時に身上申告書を本籍地の市町村長宛に差出すこと(志願票及身上申告書用紙は聯隊區司令部へ請求し交付を受くる筈なれども便宜町役場に於て交付す)

五、身体検査

昭和四年一月七日日本人希望の師管に於て行わる

六、學科試験

身体検査合格者に對し學科試験受験者心得を交付し同時に試験の場所集合時刻等を通達の筈

試験期日 昭和四年一月八日より一月十一日迄四日間

七、採用の發表

試験成績に依り採用豫定者決定の上三月上旬

教育總監より本人へ通達せらるる、筈

八、入 校

採用豫定者は昭和四年三月二十九日東京陸軍士官學校に着校し身体検査執行の上合格者は四月一日生徒として入校を命ぜらるる
本籍地より學校迄は旅費を支給せらるる

◎陸軍幼年學校生徒募集

一、採用人員 五十名

二、志願者の資格

大正三年四月二日より大正五年四月一日迄に生れたる者

三、學 力

概ね中學校第一學年第二學期終業程度

四、出願期限及手續

昭和三年十月二十日迄に志願票を直接教育總監部陸軍將校生徒試験常置委員宛に送付すると同時に身上申告書を本籍地の市町村長宛に差出すこと

(志願票及身上申告書用紙は聯隊區司令部へ
請求し交付を受くる筈なれども便宜町役場に
於て交付す)

五、身体検査

昭和三年十一月二十八日日本人希望の師管に於
て行わる

六、學科試験

身体検査合格者に對し學科試験心得を交付し
同時に試験の場所集合時刻等を通達の筈
試験期日 昭和三年十一月二十九日より十二
月一日迄三日間

七、採用の發表

試験成績に依り採用豫定者決定の上二月下旬
教育總監より本人へ通達せらるる筈

八、入校

採用豫定者は昭和四年三月二十九日東京陸軍
幼年學校に着校し身体検査執行の上合格者は
四月一日生徒として入校を命ぜらる

●勤務演習召集期日の變更

昭和三年度勤務演習及教育召集豫定期日は過る五
月に於て一部改正のところ今回更に左の通改正せ
られたり

一、歩兵第四十二聯隊 豫備役將校准士官 十月七日
全 下士兵卒 八月二十日

二、經理部下士は豫備役後備役共野砲の五 九月
十五日

三、各兵種兵卒にして計手適任證書を所持する者
は九月十五日在廣各兵種の部隊に召集し師團に
於て合同教育を行わる

四、衛生部下士兵卒中歩兵第四十二聯隊に召集せ
らるる者は豫備役八月二十日後備役九月二十日

●勤務演習召集

八月十七日より二十一日間廣島歩兵第十一聯隊へ

古萩 豫備役陸軍一等軍醫 村田清熊

八月二十四日より十四日間同隊へ

香川津後備役陸軍歩兵一等卒 村木義一

八月一日より二十一日間廣島輜重兵第五大隊へ

土原 豫備役陸軍輜重兵上等兵 久本 茂

目代 全 輜重兵二等卒 溝部貞一

八月二十日より二十八日間歩兵第四十二聯隊へ

河添 豫備役陸軍歩兵上等兵 長富米槌

玉江浦 豫備役陸軍歩兵上等兵 上領國松

山田 全 歩兵一等卒 原田修一

八月二十七日より二十一日間全隊へ

江向 豫備役陸軍上等看護卒出水屋助次郎

大谷 全 田村慶一

倉江 全 陸軍補助看護卒 福永寶作

東木間 全 中村重昭

九月一日より二十一日間歩兵第十一聯隊へ

土原 豫備役陸軍上等計手 青木文藏

八月二十九日より二十一日間電信第二聯隊へ

御許町補充兵役陸軍工兵二等卒河村梅太郎

●教育召集

八月一日より九十日間歩兵第四十二聯隊へ

濱崎新町 第一補充兵役陸軍歩兵 後藤虎治

中ノ倉 全 全 鳥田幸正

木間 全 全 横山幸一

●現役滿期

昭和二年一月十日現役兵として入營したる者の中
青年訓練所を卒業し在隊間の成績優良にして七月
九日滿期飯郷したる者左の如し

歩兵第四十二聯隊

川島 陸軍歩兵上等兵 河上太一

唐樋 全 全 西村久雄

椿 全 全 田村文助

山口衛戍病院勤務

米屋町陸軍一等看護卒 花田松造

④ 軍艦入港

七月十三日仙崎港に於て海軍艦上點呼を執行したる軍艦平戸は同日午後二時秋沖合に入港萩町よりは乗組員一同に對し夏蜜柑十五籠史蹟地圖及繪葉書を贈呈せり乗組員は萩町出身の羽仁艦長以下將校准士官三十一名下士官兵四百十四名にして直に半舷上陸を行ひ又一般地方民に對しては艦内の觀覽を許可したる爲多數の訪問者ありたり更に同日午後八時明倫小學校々庭に於て同艦に備付の海軍活動寫眞を觀覽せしめ意外の盛況を極めたり三十四の兩日に亘り上陸したる乗組員に對しては新堀鶴の湯、吉田町富士湯及弘法寺温泉等錢湯を開放したる外萩町公會堂を休憩所とし其の一部に洗濯所を設置する等款待に努むる所あり同十四日午後七時出港島根縣鷺浦に向へるに付林町長武居聯合分會長田中明倫小學校長在郷陸海軍將校其の他多數の有志は見送の爲同艦を訪問謝意を表したり

⑤ 三笠保存會員募集

明治三十八年五月二十七日日本海々戦は實に皇國の興廢を此の一舉に賭して敵の全艦隊を屠り盡し遂に日露戦役をして終局に導き以て我國威を中外に發揚したるものに有之候爾來二十四星霜世界の治亂興亡の跡を尋ね翻て我帝國今日の隆昌を想ひ轉た感慨深きもの有之候軍艦三笠保存會は當時東郷聯合艦隊司令長官の旗艦として千古不朽の勳を樹てたる三笠艦を永久保存して我國民的記念艦となし恰も彼英國が「ヴィクトリー」を又米國が「コンスタチューション」を永久に保存して其の國民精神的教材に資しあるが如く我が國民に對し海防思想の普及と精神的啓發に向つて貢獻せんとして設立されたるものに有之候

然るに未だ其の主旨一般國民に徹底せざる爲か國民的後援の實舉らず三笠保存會員の如きも在外會員は六千四百七十名を算するも内地會員は僅かに四千二百名に過ぎずして在外會員數は遙に内地會員數を凌駕するの有様に有之實に遺憾の義に御座

候三笠保存會は從來有志の援助に依り其の基礎稍確實と相成候得共本事業遂行上將來尙相當資金の必要有之候次第に付旁々今般各方面に亘り會員募集に着手し本縣に對しても可然幹旋方申來候に就ては御多繁中定めし御迷惑とは被存候へとも右の事情御了承の上貴市町村内適當の向に對し醜金方御勧誘被成下少くとも貴市町村内に於て數人の會員加盟者有之候様御配意相煩度別紙印刷物相添此段得貴意候 敬具

昭和三年六月二十五日

山口縣知事 大森吉五郎

各市町村長殿

我帝國の歴史に光輝ある記念を遺した軍艦三笠は國民的記念艦として海軍の手から三笠保存會に移され保管せらるゝ事になりました

皇國の興廢を賭して日本海に偉勳を立てた東郷大將の旗艦は永遠に其の雄姿を横須賀軍港に止める運命に到達したのです

而して三笠保存會は東郷大將を名譽會長に推戴して海防思想の普及と精神的啓發の方向に向つて貢

獻せんと只管精進して居ります

英國は「ヴィクトリー」を米國は「コンスタチューション」を永久に保存して國民的教材として居ります我帝國が三笠を永久に保存して之を記念することは當然であつて然かも國民的精神に影響する所少なからざるべきを確信します

三笠保存の事は華盛頓會議の決定に拘らず關係列強の了解を経て確定し三笠は今や横須賀港頭風靜かなる白濱の陸續きに艦内の諸施設も完成して艦體は一脈の磐の様に動きなき保存工事が施され昔ながらの姿に各位の來つて往時を偲ばれむ事を待つて居ります保存會も亦財團法人として確固たる基礎の上に成立しましてその本部は東京市麴町區霞ヶ關海軍省構内に設けられて居ります

三笠保存會の事業は多數の國民より零碎な醜金を得て艦を永久に保存し日本海々戦に於ける東郷大將の旗艦三笠の靈感を永へに傳へんとする事にありますから切に御贊助を願ひます

保存會の寄附行爲中には一時金一圓以上の寄附者は通常會員一時金拾圓以上の寄附者は特別會員と

●萩郵便局昭和三年七月分事務取扱状況

全保 金額三、四三二、〇〇〇 七、〇九一、六〇〇 △六、三三九、五〇〇
料 七、四〇〇 三五、〇〇〇 △三、七、五〇〇

●萩郵便局七月中行事

萩局電話特別開通申込募集

六月廿五日より七月五日迄電話特別開通申込募集中の處総申請者百四名ありたり

萩局精神修養講話

萩郵便局に於ては七月二十日午前十時半より光樂寺住職守重哲雄師を聘し従事員の爲に修養講話を開催したり

萩局現業事務監察

七月七日より十一日迄廣島遞信局佐谷監督課長及全局書記三名萩郵便局現業事務を監察せらる

萩局員慰安

七月二十一日より夏季(半休期間)従事員一般に毎日コーヒー四杯宛を供給す

一、二等及特定三等郵便局長會議

廣島遞信局に於て同局管内一、二等郵便局長并特

種別	前年取扱數	本年取扱數	増減數
通常郵便物	引受 二七六、三六九	三〇、七五九	三〇、三七〇
	配達 二七六、五五六	二五、〇三九	△二〇、五一七
小包	引受 一、六九三	一、八八〇	一八七
	配達 三、七六八	三、七九七	二九
電報	受付 二、三七六	三、一三七	七六一
	配達 三、六九七	四、八六六	一、一六九
爲替振出	中繼 一、八四七	二、〇一七	一七〇
	口數 一、三〇三	一、三五九	五
全 拂渡	口數 二、〇〇五	二、一〇〇	九五
全 振出	金額 二八、一八三、一〇〇	三三、三三〇	五、一四七
全 拂渡	金額 四三、〇四五、〇五〇	四九、四七九、一一〇	七、四二三、三六〇
貯金預入	口數 一、六三三	二、〇七三	四五〇
全 拂戻	口數 五九六	七五五	一五九
全 預入	金額 二七、二四九、三〇三	二四、五〇〇、五八七、一八〇	二、七四八、七二三
全 拂戻	金額 一九、一四四、六九〇	二四、〇六五、五五五、七六	五、九二〇、八六五
保險募集	口數 一四四	五七	△八七

定三等郵便局長會議開催に付北條萩郵便局長は七月二十五日より廣島に出張中の處二十九日歸任

交通運輸

輸

●大連汽船長順丸の處女寄港に就て

萩町貿易業者の第一人者と謂はるゝ大島甲楯氏の努力に依り過る七月八日拂曉長順丸は萩開港に對し敬意を表する爲後小畑瀉港内に四千餘噸の巨艦を運び入れたのである斯る貿易商船の萩港を訪れたのは蓋し空前の事であつたと思はれます幸に大島君を始め輸出業者諸彦の一方ならぬ盡力に依り僅々一晝夜間に木材其の他雜貨合計六百四十餘噸を船積し無事大連市に向け直送したことは萩港將來の殷盛を卜知するに足るものと信する次第であります

●朝鮮大連北海道線定期商船萩寄港に就て

朝鮮總督府の命令航路を奉ずる島谷汽船を萩に寄港せしむることに就ては前來總督府に對し萩町の現在及將來を悉くし請願中のところ其の後同府より小池遞信書記來萩調査のことあり又過る六月山梨總督上京の機會に於て萩町長及大田村田兩町會議員共上京し田中首相並久原遞相の紹介に依り總督に對し親しく陳情したる所幸に總督も其の意を諒とせられ歸任後直に解決する旨を洩らされたる次第なり尙ほ本件に關しては藤田遞信秘書官北野内閣囑託及在京中の山根縣會議員諸氏の深甚なる

厚意に依り意外の成功を奏したることは感謝措く能はざる所なり
 其の後神戸市島谷漁船會社高本支配人は山梨總督の命に依り上京遞信當局とも協議を徴したる結果去月二十五日來萩港灣の狀況等視察を遂げ愈來る

十月の定期航より毎月往航二回復航二回共萩港に回航する様手續することとし歸神せり因に本定期船の航海順路に付ては七月分月報に掲載の如く往航は朝鮮迎日灣内浦項より萩に入り復航は浦項を省き萩より門司に向ふべき筈なり

衛

生

●昭和三三年一月以降傳染病患者數

腸室扶斯	赤痢	赤痢疑似	實扶的里亞	猩紅熱
1	5	5	2	1
3	4	8	4	1
計	9	13	6	1

痘瘡

計	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1

●昭和三三年一月以降死亡者埋火葬男女別

一月以降六月迄	七月中	計
男	129	123
女	115	113
計	244	236

埋葬	男	女
計	53	51
計	9	7
計	62	58

◎戸籍と身分關係 (其の五)

婚姻

婚姻とは夫婦たる身分の發生を目的とする法律行為である此の婚姻は人事に於て親族關係の根源にして夫たり妻たり又は親たり子たるの關係は總て婚姻より始まるものなれば最も重要な事である即ち婚姻は法律に於て承認せられたる結合にして人類自然の性情に適合するものである故に法律に於て認められざる男女の野合は婚姻ではない依つて法律に於て一定の條件を設け之れに適合したる男女兩性の結合に對し婚姻としての效力を承認するに於て成立するのである而も婚姻は男女兩性の共同生活を主とする結合であり終生を豫期する結合關係として法律に於て保護するのである故に其の結合の關係たるや生存者に於ける結合でなければ

ばならぬ此の婚姻は人世に於ける生存競争の必要より生したるもので以上述べたる如く人世にとりて最も重なる關係を有するに付き左に其の要件を書し述ぶる事にする

一、家族が婚姻を爲すには戸主の同意を得る事を要す

一、婚姻又は養子縁組に因り他家に入りたる者が更に婚姻に因りて他家に入らんとするときは婚家又は養家及實家の戸主の同意を得ることを要す

一、婚姻に因りて他家に入らんとする者は法定の推定家督相續人及戸主に非らざること

一、男は満十七年女は満十五年に達せざれば婚姻を爲すことを得ず

一、配偶者有る者は重ねて婚姻を爲すことを得ず
 一、女は前婚の解消又は取消の日より六ヶ月を経過したる後に非されば再婚を爲すことを得ず
 但し前婚の解消又は取消前より懐胎したる場合に於て解消又は取消後分娩を爲したる時は此の限りに在らず

一、直系血族、直系準血族、三親等内の傍系血族又は三親等内の傍系準血族の間に於ては婚姻を爲すことを得ず

一、子が婚姻を爲すには其の家に在る父母の同意を得ることを要す但男が満三十年女が満二十五年に達したる後は此の限りにあらず

父母の一方が知れざるに死亡したるとき家を去りたるるとき又は意思を表示すること能はざるときは他の一方の同意のみを以て足る

繼父母又は嫡母が子の婚姻に同意せざるるときは子は親族會の同意を得て婚姻を爲すことを得

父母共に知れざるに死亡したるとき家を去りたるときは又は其意思を表示すること能はざるときは未成年者に限り其後見人及親族會の同意を得ることを要す

萩町人口動態

戸籍課

七月中	婚姻	離婚	出生	死亡	死産
四八	三三	一〇	四七	五	四
一月以降	三七二	三四	八一五	五四八	二四
累計					

受刑者

萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受刑の通知を受けたる者左の如し

昭和三年七月中

罪名	人員	計	昭和二年七月中計
竊盜	萩町に現住する者	一	三
賭博	萩町に現住する者	二	三
傷害	萩町に現住する者	一	一
機船底曳網漁業取締規則違反	萩町に現住する者	三	一
出版法違反	萩町に現住する者	一	一
文書欺造行使	萩町に現住する者	一	一
業務横領	萩町に現住する者	一	一
計		七	七

講

演

成瀬貞子女史講演筆記 その二

私は少しづつ貯蓄してお金で始めて武者下足と云ふものを造りました一生懸命働きました或日私が今月の税金は少ないから私が出して置ませうと良人へ申しました處良人は餘つたお金があるなら皆貯蓄して置いと云はれて税金は良人が皆納めて置かれたことがあります斯様に夫婦共稼で餘つたお金を貯蓄する内に成瀬の家もトントン拍子によくなりました

其の後或る日良人が算盤を手にして私に相談しまするには炭坑に手を出して非常に失敗し負債は山の如く重なり家資を盡しても尙足らぬ境遇に陥つたと話されましたその時丁度私が成瀬の家に嫁して二十二年目でありました併し良人がどれだけの

借金をしても私は良人の心を知つて居りますから良人を疑ひませんでした寧ろ良人に同情し良人を慰めましたそれで私の家に元からある一町五反歩ばかりの田地は是非取止めなければなりませんので其の他の田地は皆賣りに出しました世の中は變るもので私の家が借金の爲に四方から攻め立てられたら誰れも彼れも私の家が此の度で最後であると話して居りました私は此の時決心をして良人を勵まし自分の著物を始め其の他全部を投げ出し其の日からは差付け著物と早替りをしましたつまり身代限りをしたて構はん人様に迷惑を掛けさせなければよいと信じて一生懸命に働き続けました働く内私は病氣に罹り長崎の病院に入院して居りましたが留守の良人が氣に掛つて病室で静かに寢て居れませんので半途で退院して歸りましたそし

て一町五反歩の田地を耕すにも男女の傭人をやめて貰つて當時十五才になる娘とも相談して娘と共に又一生懸命働きました私は幼稚心にも織物は女の業として重寶なものであることを感じて居りましたので織物を始めて家計の助けとなさんものと決心いたしましたその事を良人に相談しました處がそれはとても出来るものでないから止めたがよからうと申されましたけれど私は良人に一家の食糧として年額一人米四俵家族六人前米二十四俵丈けを貰ふこととし其の他農産物は全部良人に差上げ従來耕作した田畑は牛馬の仕事丈けを良人の仕事とし其外一切は私と娘二人にて負擔し長男を工業學校へ入學せしむる學資及家事上一切の費用は総て織物の収益より支拂ふことなどを良人に相談し是れを實踐する盟を立てまして漸く良人の許しを受けましたそれから晝夜を分たず晝は農事に夜は織物に勵みました處が其の年には田地八反歩畑四反歩餘りを耕作いたしました上に一ヶ年に二百二十八反の綿布を織り出し其の後段々仕事にも慣れて來ましたので人を備ふて織物營業を開始し一

ヶ年に平均千幾百反を織り出しそれを私自身に擔いで行商をなし其の利益で九ヶ年間に壹錢の借金の陰も無い様に全部立派に支拂を濟ませたのであります其の間は實に血の出る様な思ひをいたしました所謂粉骨碎身とは其の時の如きことを申すのたろうと思ひました併し借金を濟ませた後はお母さんにもお小使傭女達にも小使錢を與へ家の中は何隔て無く元の様楽しく嬉しく暮らすことが出来る様になりました

しかし私は山の如き借金を支拂ふて行く内にも幾分か貯金をすること丈けは忘れませんでした云ふのは折角借金は支拂ふても金が無ければ何の仕事も出来ないのです是れは家を再興させる資金に蓄へて置いたのであります處が餘り無理をしたせいか以前の病氣が再發して如何しても入院せなければならぬ様になつたので遂に入院することに致しましたこれも人様の御厄介にもならず以前に幾らづゝか蓄へて置いたお金で立派に入院することが出来ました退院後は又元の元氣以上に働き續けまして可成り貯金することも出来ましたので其

の後の親様や良人の病氣の看護も十分出來たのであります親様や良人に出來る丈け親切に仕にて居りましたが遂に三人共亡くしました併し親を大切ににする程嬉しいことはありません親を大事にして貧困する家は結構であります聽て人々から信用せられ必ずや幸福な楽しい嬉しい日の訪れて來るのを忘れてはなりません

種々永いお話を致しましたが今一つお話致して置きます度いことがありますそれは青年訓練のことですります一昨年我國に青年訓練所と云ふのが出來たのでありますこの訓練所は兎角悪い方へ傾い易い十七才から二十才迄の男子を集めて善い方向へ導いて家の爲國の爲健實な精神を養成しようとして云ふのが目的なのであります併しこの意味が未だゞ世間のお方に徹底せなにか世間では青年訓練所は軍人になる下準備をする所であると云ふお考へを持つたお方が多い様に聞いて居りますが決して軍人の下準備をする所では無いことをよく御承知して頂き度いのであります皆様方の内でも善い御子様を持ち度いのはごなたも同じ心持ちだと存じます

それで全部この訓練所へ出して若い内に立派な精神教育を受けさせて置くことが必要であります兎角家が忙しいからとか内の子供はどうぞ軍人にはなれないからとか云ふて出さないお家や出て來ない青年が多い様に聞いて居りますがこれは甚だ間違つたお考へでありますこれも皆家庭の女皆様方の決心一つで出來ることですありますから今後は御主人や御子さん近所の奥様方へもお話になつて訓練所のことをよく理解させられて多數の青年が進んで出て來られることを希望して置きたいのであります

今我國は東京の震災以來莫大な借金をして居りますこの借金の仕末をつけるのも我國の女の覺悟一つで立派に出來ることと私は信じて居ります仕末は女のたしなみであります皆様方の御家は商業もあれば農業もあり其の他種々ありませうが何の事柄にせよ女の出來る仕事があれば何でも働くと云ふ覺悟を以て一生懸命に努力さへすれば誰も彼も都合よく何時も家の中は喜びの聲に充ち楽しく平和に暮らすことが出来るものであります

私は今晚最後に有難い佛教の歌を唄ふて皆様方にお禮の言葉と致しませう

- 一つには人と生れしるしには
孝行つくせ親々に
- 二つには二人の親より世の中に
尊い方はましません
- 三つには身の上大事と働らいて
親を養なひ樂しませ
- 四つには読み書きするのも縫ひ針も
元をたゞせは親の恩
- 五つにはいつ／＼迄も両親の
無事で長が生き祈るべし
- 六つには無理に思ふな腹立てな
親の意見に逆ふな
- 七つには汝の産みの親よりも
義理ある親は尙ほ大事
- 八つにはやめてお呉れよ酒煙草
親に安心さするため
- 九つには戀の浮瀬に身をはめな
親より貰つたこのからだ

十には年月育てし父母を
安心させて寺詣り
嗚呼有難や南無阿彌陀佛 (畢り)

萩町に於ける高橋郁郎先生の夏橙に関する講演筆記

(其の四)

次ぎは藥劑撒布に就而申します病蟲害の驅除は果樹園經營上施肥と同様重要な一事項である而して驅除豫防と云ふことは栽培家の一日も忘れてはならぬことで近時この藥劑に関する驅除豫防の方法は著しく進歩し驚くべき程であります故に之れが藥劑の種類も非常なる多數に昇りゐるも猶ほ依然としてボルドー合劑はその効果に於てその經費に於て獨り柑橘の病害に限らず總ての作物の病害に對し第一位を占めてゐる然れどもこれには又弊害も伴ふのであるそれは主として撒布の方法を誤るからである即ちボルドー液は薄きボルドー液の幕を以て枝葉を包む心持ちにて撒布せざるとき

は藥害を蒙ることあり而かのみならず間接に不利益を蒙ることあり即ちボルドー液を撒布すると果樹の病菌は殺すとも一面に於ては同時に害蟲として果樹に附着せるもの、カイガラ虫ダニ等の害蟲の病原菌をも死滅せしむるを以て是等害蟲の生理衛生状態が良くなり盛んに繁殖増加して病害に代る被害を及ぼすことありしが近來に至り之れか單用を避け殺虫劑を混用又は併用することになり大いに面目を一新することとなりました第二には殺虫劑であります等には松脂乳劑機械油乳劑硫黃油乳劑等あり是等は何れも柑橘類の害蟲驅除劑として有効であるが此の機械油乳劑の如きは九月頃に撒布すると品質を惡變する即ち酸を多くして糖分を減少する故是等の藥劑は冬季又は早春使用するとか大いに注意を要するものである第三は砒素劑であるがこの藥劑を使用したものは著しく變化を來たし枸橼酸を減じ全糖を多からしめるものである砒素劑に関する試験成績を示せば次の如し

砒素劑影響試験

種類	區別	枸橼酸	全糖分	糖分率
ネーブル	撒布	〇、四五四	八、〇三	一七%
	無撒布	〇、九七	七、五三	七%
温州	撒布	〇、七四	六、三六	八五%
	無撒布	一、一五二	七、三六七	六四%
ネーブル	前年撒布	一、一七五	七、二七五	六二%
	無撒布	一、四七	七、八〇	五三%

右の如く糖分率の良くなることは疑ひないが普通の所では十一月頃既に極端に甘くなる果皮は色付かないでも果肉は甘味が増して來る曾て廣島縣に於て早生ネーブルが出現したとて私にその實物を見てくれる様とのことであつたから旅行の途次廣島縣に立寄り先づ村役場にて調査して見ると山本某の柑橘園は夏六月頃葉卷虫が澤山發生したから其驅除の爲一回砒素劑を使用したとのことであつた其の翌年は廣島縣下各地に於て此の現象が現はれ珍とすることがなくなりましたこの砒素劑の糖分率に變化のあることは既にアメリカに於て試験

されたものを見て居り更に自ら右の如き試験を行つてゐたこと故直に砒素劑の影響であることが推察されたのである如斯砒素劑は枸橼酸を減少し前表試験成績に依ると糖分率一七七%と云ふが如きは臺灣産のもの完熟したものに比較しても珍とするに足るものである更に面白きことは其の後昭和二年には砒素劑を撒布せざりしも尙ほも繼續して影響を受けてゐたことである次に越つて影響のありしこと及び二年越しに影響のありしことはアメリカに於ける試験の成績にても知られて居たが如斯徴候は珍とするに足るものである砒素劑に依り糖分率の良くなると云ふことはよいか其の反面に於て顆の小さくなると云ふ影響を蒙り而もネーブルに對し一夏中に四回も使用せしものは二寸以上の果實は一個も見得られなかつたことである砒素劑使用の度数に依り段々果實の小さくなることは使用上頗る注意を要することである尙ほ貯蔵用果實の如きものには悪しく丁度其の甘味はサツカリンの如くである只早く食べたいと云ふ人情を利用し値賣をせんとするならば使用して見るべき

ものであるがこれとても正月以後に出荷すべきもの或は貯蔵用とするが如きものには全然使用すべきものでなく又價値なきものと思はる要は出荷を早め市場を賑はし利益を收めんとする場合のみに限ると思ふ又アメリカや廣島縣に於て右の如き結果を生じたれば必ずしも各地に於て如斯成績を現はすものと断定は出来ぬものである尙ほ此の砒素劑を一樹の片枝のみに撒布しても使用せざる他の枝の果實も同様甘味を増す等のことは更に研究を要するものであり撒布後數年此の影響を蒙るが如きは或は砒素劑中のある成分が根即ち土中に於て化學的變化を來たしたるものなるやは不明に屬するのである従つて柑橘殊にネーブル温州には影響あるも夏橙には如何なる影響のあるものか疑を挾む余地がある彼の梨の姫心喰虫に散布して其の梨に影響を認めざるか如きは好き事例である夏橙の甘味を増す爲には或は利用して革命的變化を起さしめ將來面白き成績を現はしはすまいか大いに試験研究を要する問題である只要は試験に依り決すべきで亂用はつゝしむべきである

次に販賣方法の改善に關する希望を述ぶるに當り肥料を合理的に施し理想的に剪定を行ひ品種の改善に依り其の生産能率を高め或は病虫害の驅除を完全に行ひ其の經營を巧みにして生産費を低減し多收獲を得るとしても生産過剩供給過多となり價格の低落を見たるときは二倍三倍の生産増加あるも貨幣と代ることになると其のときは或は二割三割方所得の減少することあるは通例である故に引合はぬ算盤がもてぬことになる此處に於てか有利に販賣することを講究せねばならぬ故に販賣方法の改善は生産物の收利所得を左右する重大なる問題であつて栽培方法の改善よりも寧ろ有効なるものである

販賣方法の改善に依り價格の維持更に進んでは價格の向上を期すべきであるがこれに伴ふ販賣の施設をもせねばならぬこの方面さへ有利有効に行はるゝときは栽培管理や生産技術のことは獨りで行は發達するものである今や東京大阪其の他の大都市には中央市場が出来つゝありこの市場がいよゝゝ完成した曉は小口取引は出来なくなり小口出荷者

は頗る不便となるかも知れぬ故に仲買問屋も減少することとなり中央市場は電報一本で直に取引の出来る様な所でないれば取引行はれず故に個人を相手に個々別々に出荷する様では取引は圓滿に行かぬのみならず値賣は到底望み得られぬことであるそこで栽培家并に出荷者の共同に依り品質の統一と共に數量の取纏め荷造りの統一等共同組織に依り中央市場と圓滑なる取引の出来得る様に總ての施設をせねばならぬ此處に於てか組合の設立を懲懲する所以である而して此の柑橘に關する組合を設けるとせば如何なる經營組織并に活動を爲さしむるかに付いては其の事例として加州に於ける柑橘栽培家の組合組織に依る販賣系統を參考に申し述べて見たいこの組合は柑橘に限らず農産物として其の取扱高及方法に於ては世界中に於て最大なるもので又範となすに足るものであるこの組合に加入せるカリフォルニア州の柑橘栽培家は壹万壹千人に及びアメリカの全産額五億六千万圓中の七割五歩まで此の組合の手にて販賣られてゐる而して此の組合は特別の事情あるものを除くの外全栽培

家を以て組織せられ三階級に分かたれてゐる即ち小組合中組合中央本部の三ツである故に生産果實は個人の手にて販賣されるものは一個もない而も個人として親族友人へも賣ることは出来ない万一反け賣りをしたものがあれば一箱に付參拾錢又は四拾錢の違約金を徴せられ且つ其の個人で販賣したことが發覺する以前に出荷してゐたものゝ中代金未済のものがあれば其の代金全部を沒收せらるゝ即ち其の日迄の出荷品は全部沒收せらるゝ勘定となる更に組合會議に出席は出来るが發言權は停止せらるゝのである如斯極端と思はるゝ程違約處分は嚴重なる規定が設けられてゐるこの位でない組合の團結は却々困難で崩れ勝ちのものであるから斯く苛酷な制裁が設けられてゐるのであるそこで商人からの防衛を防ぎ團結は益々堅くなるのである兎角この種の組合の實績の擧らないのは多く組合へ出荷するときは利益になるときであるが一朝商人が組合事業の防衛と手持品の尠きとき組合へ出荷するより少しでも高價に取引すると直に商人へ賣り組合へ出荷しない故に商人に左右せ

られ組合事業の發展は組合員より破壊することが多いのである然るに此の組合は如斯嚴重な規約の許に組合員全部が揃つて出荷するので組合の手以外には果實がないから生産品は高價に取引せられ益々組合は發展することゝなる故に今後組合を設立組織せんとするもの及び組合經營の任に當るものはこの團結と云ふことが頗る肝要なのである

さて此のカリフォルニアの組合には小組合とされてゐるものが二百六組ありてこれには共同撰果場并に荷造場を有し組合各自の園より採集せしものはこれを機械に依り洗滌されたるものはエレベーターにて階上に運ばれ撰果機に入りて夫々十階級に撰り分けられ之を荷造して輸送される手筈となつて居るこれ等の作業は全部機械の力に依り行はれ何れも精巧な大仕掛の機械であつて一台五萬圓以上もするとのことである而も是等を手にて作業をなすのであれば五萬圓處の人夫賃では到底爲し得ないものである而して販賣上のごときは中組合以上の手で行はれ荷造された箱詰は中組合の指圖

に依り各市場に搬出される此の中組合は拾個所位の小組合を以て組織され此の中組合は貳拾組合ありて中央本部との間聯絡を取り一切の業務を取扱つてゐる次は中央本部であるが中央本部に於ては全國重要な市場九十箇所へ販賣駐在員を常置し販賣一切の事業を取扱はしてゐる而して中央本部に支配人を置きこの支配人は絶へずこの販賣駐在所を巡回して市況の調査を爲すと共に販賣上の打合せを爲し前年の販賣取引の状況を基礎として其の年の販賣方針を定め同時に小組合に命じて生産額を基礎として一ヶ月を四回に分ち出荷數量出荷先希望調書を提出せしめる此の小組合が提出せる調書に依り販賣方針決定書に基き中組合長と協議を重ね其の年の出荷配當をなし以て販賣計畫が確定することゝなる茲に於てか出荷の掛け引きを爲すを以て日本の市場の如く荷山荷切れに依る價格の變動なく圓滑なる取引がさるゝこととなり先年日本の温州の如く十二月には拾四五錢でも賣れ兼ねたものが一月になれば二倍の參拾錢にもなる

賣上の打合せの爲中組合長は一週間に一回中央本部に集合し次ぎの一週間に於ける出荷販賣を協議するの外宣傳其の他組合經營に關する事項をも協議するこの組合長の中には年俸壹萬圓も支出して充分なる待遇をしてゐるが是等は何れも販賣に關する専門家もゐるが多くは實地經驗家の素人筋の人物である又九十市場の駐在員は組合の販賣に従事する外一切他のことに手を出すことを禁せられてゐるこの駐在員は毎日市況と相場を中央本部に報告する中央本部に於てはこの各市場の相場其の他販賣に關する注意事項を一定時刻にラジオで放送するから組合員は居乍らにして全國各市場の成行きを知ることが出来る尙ほ販賣に關しては中組合よりの出荷は多く成行き相場であるが品質並に時期に依ると指値をする場合があるこの場合は駐在員は指値に達せぬときは販賣することが出来ない故直に出荷組合に照會し其の回答を俟つて處理するのである即ち他の市場へ轉送するとか或は販賣を見合すとか手放すとか色々の方法に依ることとは組織的で整然たるものであるから組合の事

業が至極圓滿に遂行されることになつてゐる。如斯アメリカの栽培家は日本の栽培家の如く採果の時期販賣の掛け引き等に至るまで周到なる注意を要せず栽培方面に全力を傾注して只品質と多收を獲に就てのみ没頭せば後は組合で有利に取扱つてゐるので従て栽培家は熱心に栽培方法の改良が出来ることになる斯くてこそ實際の改良が出来るのである我が國に於ても色々の出荷組合が出来或は何々販賣斡旋所等と云ふものが澤山出来てゐて組合或は斡旋所其の他から何々市場調査員とか何々販路擴張とか色々の視察員なり監視員なりを各市場に特派或は派遣出張せしめられてゐることは至極結構なことであるが其の實際は派遣され出張される方はアメリカの中央本部の支配人の如く實際家の経験家でもなく調査する筋道も判らない者が多い故に市場に行くに問屋側或は取扱店では五月蠅くて仕方がないからこの監視員なり出張員なりを籠絡して歓迎慰勞の意味の許に御馳走で殺し車馬を差し向け付け馬までして今日は何々見物明日

は何々參拜或は名所舊跡を案内させて問屋側或は取扱店の有利な方面のみを吹聴する一方監視員出張員は旅の空ではあるしよい気分になつて御馳走や名所を監視し甚だしきは色町まで視察して歸り問屋側の吹聴の通を調査報告として復命するから問屋或は取扱店に差し繰られる一方では何んの爲に監視員出張員を派遣したか結局は譯は分らぬ其の上監視員出張員は物見遊山を夢見てゐるから毎年變つた人を派遣してゐる出た人も出た序であるからとて名所見物又は本山參りでもする位が關の山何等役に立つ様な視察はしない斯んなことでは何年経つても組合は發展しない駄目である寧ろ問屋に任せ切りの方が組合には旅費が要らぬ問屋は接待費が要らぬから結局良い仕切りをすることに於てこれでは何程組合が組織された所で經費損で甘い汁は皆問屋に吸はれてしまふこんな場合は市場に對する智識のある人又は經營者を出だして調査せしめると同時に不當の口錢を得せしめない様にしなければ折角の組合が出来ても多くの期待が置かれぬ此の點は理事者として大いに注意を要

することである。次きは中央本部の運輸部の事務であるが貨車の要求は毎月始めの第一週に之を爲さしめ運輸部は之に依つて貨車の配給を鐵道に要求する萬一不足を生じたときは按分比例にて貨車を差し向けることとなる現今我が國に於ては未だ果物専用の貨物列車は出来てゐないが只果物専用貨車が奈良縣の大和西瓜のためと和歌山縣の紀州蜜柑のためと今一つは静岡縣富士梨の爲に運轉してゐる計りである然るにアメリカには列車單位でこの組合のため柑橋専用の列車が仕立てられ他の貨物は一切載積せないで目的地へ發車する故に早く目的地に達し運賃も安く着くことになる其の上腐敗其の他の故障に依り損害を蒙つた場合は組合は鐵道を相手に損害賠償の要求を提起するこの場合市場にある販賣駐在員が調査の任に當り法律部の活動を要することになる。次きに法律部の事務の概要を申せば組合員相互間組合相互間組合員と組合間組合と他との間に問題を惹起した場合これが法律的解決の事務に當る而

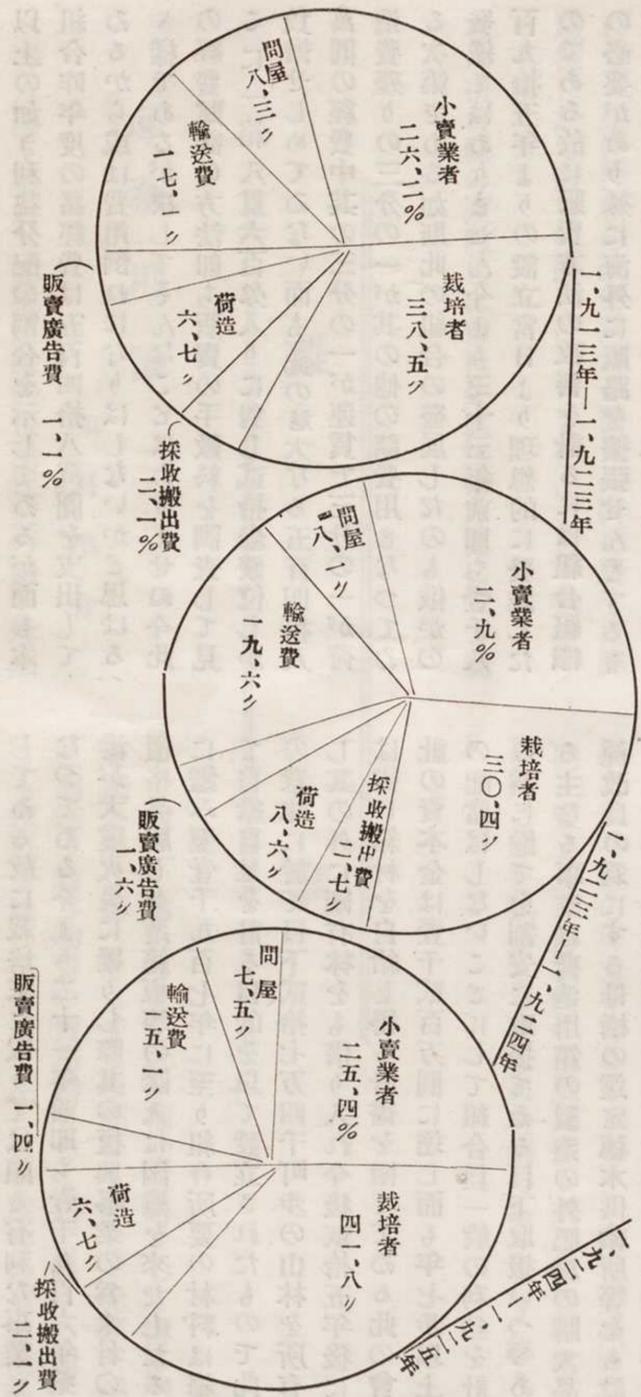
して前記の如き賠償問題が起きた場合には訴訟一切の事項を司るのである一千九百二十三年の如きは一ヶ年にして鐵道に對する損害賠償額は壹百萬圓まで達し其の他は年々八九十萬圓を要求してゐる如斯は日本に於ては到底望み得ない問題であるがこれも組合があり組合の力であると思はれる。次ぎは廣告部であるか廣告のことを取扱ふのであるから又非常に大げさな仕事をしてゐる即ち賣れ行きのよい様にするには需要が増さねばならぬ需要を促進せしむるには嗜好を増し消費を増加せしむるの必要である従つて先づ第一に可成澤山に柑橋を喰はせ消費を増加せしむるのであるこの意味に於て如何にすればより多く喰はせ得るが如何に料理すれば營養方面からも消費の方面から一側にも需要を増すかを研究して而も多く喰はせすには果肉を喰はせす汁のみ吸はせると其の消費が増すと云ふので此の喰ひ方料理方法をも研究し夫々調理法を印刷に附して廣く一般に配付し大いに宣傳に努めてゐる此の汁のみ吸はせることにすると其の量に於て約七%位しか無ひので頗る消

費量が増加する計算となる此の新調理方法の手近かな一端を申せばレモン水の如きもそれであるレモンの果實をのみ喰はせては嗜好も増さず消毒も従つて増さぬので面白くないからこの方法が案出されたのである此のレモン水と云ふのは先づレモンの果肉を抜き取り果皮は砂糖を加へ煮沸しその中に果汁をしぼり込んだものでこれがコップ一杯拾銭位であるこれが近頃日本にも流行して來て一杯が參拾銭もしてゐる其の外母乳の鈔い生後六ヶ月位の小兒にはミルクに果汁を一匙宛混入して與へるとか或は色々子供時代のから柑橘の味ひを知らしめることに努めてゐる等消費増加を計るためには随分骨を折り活動宣傳に努めてゐる而して昨年中にこの宣傳部の支出したる經費は實に貳百六拾萬圓の多きに達してゐる尙ほ又新聞雜誌への廣告其の他ポスター等の如きも實に巧妙を極め美術的である其の數に於ても我が國普選第一回の衆議院議員選舉のときの様なポスターではありません斯の如く是等の宣傳費廣告費に多額な費金を支出してゐても其の収入は二倍三倍處ではなく幾十

倍ともなつて栽培者の手許に歸ることになる狀況である日本に於てもこの點には大いに見習ふべきであると思ふ殊に夏橙の如きも前述の如き他の果實に見得べからざる營養價値のある點と高尚なる調理方法等を考察し大いに宣傳に努むべきである斯くして需要を喚起することになれば價格を昇すと同時に多肥の途も講せられ生産の増加と共に今日の不振は漸次に恢復せらるゝのである
次ぎは第五の検査部である中央本部の検査員は小組合の貳百六箇所の荷造撰果場を絶えず巡廻して一日一回は必らず其の洗滌撰果を一定の標準に依り正確に検査をしてゐる日本は柑橘の生産に於てカリホルニアの十分ノ一にま當らないに拘らず荷造り方に相違あるもの二百餘種の多きを見受けるのである要するに彼の地は何れも荷造り容器等が一定してゐるので世界到る所の市場に於ても好評をされてゐる従つて取引きも至極圓滑に行くことになる如く品質の等級荷造りの一定さへしてゐれば貨車積込前に於て其の數量さへ纏まれば直に販賣員に通知する販賣員は同時に販賣斡旋に着手す

ることが出來列車さへ到着せば直ぐに配達分配が出來得る等頗る便利である畢竟此の検査に對し絶大なる信憑を置くことになる結果である
次ぎは第六の統計部である是は生産の統計でなく組合營業上の目的を主として價格の統計を取り之加州の柑橘に對しての利益分配率

に依りて利益計算をなすのである即ち各所の小賣相場や仲買人の利益をも調査し以て栽培者の利益を増進せしめると共に會計の事務をも取扱ふのである以上販賣上に於ける利益分配の調査表を統計的に示せば左圖の如し



以上の如き利益分配の割合を示してゐるが而も本組合昨年度の諸経費は五百四拾八萬圓を支出してゐるから或は費用倒れになりはしないかと思はるゝ様であるが決してそんなことはありませぬ今此の経費賦課の方法即ち販賣の手數料を調査して見るに一箱八貫六百匁入りに対し貳拾參錢位しか負擔せしめてゐない而も此の尠大なる五百四拾八萬圓の経費中其の三分の一が運賃で三分の一が荷造費残りの三分の一が其の他の諸費用となつてゐる次第である如斯此の組合の發展したのも俄かの發達てはありませぬ今より三十三年前即ち壹千八百九拾五年よりの設立當日より理想的に發達したのである故に販賣方法の改善を計るには組合組織の必要があり殊に海外に販路を擴張せんとするものは組合の設立が最も急を要する重大なる一事項である

次ぎは購買會社のことであるがこの會社は前述の組合を以て組織した株式會社であるが組合の購買部の如き仕事をしてゐるのである即ち荷造材料たる箱又は箱材料及釘等一切購入して組合員に分配

してゐる故に栽培家に取りては頗る有利な事業となつてゐる今より二十一年前即ち壹千九百六年桑港が大震災火災に罹りし際其の復興事業の爲木材の價格昇騰し荷造箱板等の購入に困難を來たしたるに鑑み翌壹千九百七年に至り組合所要の材料は總て自給自足を計る目的を以て設立されたもので此の意味に於て目下貳拾七万四千町歩の山林を所有し其の外に國有林をも借り入れ今後貳拾五年後には裕に箱材を自給し得る計畫を樹ててゐる此の會社の資本金は壹千貳百萬圓に達し而も年七歩以上の配當はしないことにして組合員一般の利益を計る爲に總てを割安に取扱てゐる目下取扱いつゝある主なる事業は荷造用箱の製造の外肥料の購入品種改良の爲にする母樹の選定穂木供給所等をも設置し昨年の如きは此の接穂の數三百萬本以上を供給してゐる斯種の事業發達の爲には斯く迄で系統的にならねば完全なる進歩は逐げ得られぬものである故にカリホルニヤ洲か近時長足の進歩を見産額の一躍十倍にまで増加し得たことも主として此の組合の活動力の偉大なる結果に基くものだと思

はれる

以上を以て今日の話しは終ること致しますが要するに今日如何程栽培方法を改良されて産額が如何程増加しても販賣方法の改善が行はれない以上は增收あるか爲反つて價格を低下し生産の増加處か栽培家の収入に減少を來し一層困難に陥ることになり生産技術の改善進歩を圖る一面に於ては經驗家に於て販賣組織の改善をされんことを熱望する次第である

私は山口縣の夏橙には尙ほ生産技術方面につき幾

多改善の必要あることは前述の通りであります今日世界に於ける柑橘界の現況日本に於ける夏橙の趨勢曾つては萩の夏橙として全國市場に古き歴史を有してゐる關係上今後とても柑橘界に於ける田中總理大臣たらしむべく延びては東洋の市場にも雄飛して生産技術の改良と相俟つて販賣組織の改善に一段の努力を盡さるゝことを防長二州の共同一致と云ふ傳統的の美風に依り其の經營に當られんことを熱望して止まぬ次第であります(終り)

雜

事

● 萩 港 論 (二)

和田 準 介

三吾人聞く事あり關釜連絡船は最近其の數を増加

して尙且つ満員なると之が補助航路として博多灣を築き之に備へんとするの聲ある事を。元來萩港は前述の通り物資の貿易港として之に缺くる所あるも鐵道全通の日に於て主として旅客の萩釜連絡

航海開始は最も適切なる施設と云ふべく而も關釜連絡航路に比して旅客の収集決して失敗に終らず引いて或は山口縣の一部山陰道沿岸の加工産品も自ら通過の運びに至らんか是れ萩町の利益たるのみならず邦家の一發展なるべし

□萩港築設の考案

位置 萩町沖合は到底築港の箇所にあらず吾人は萩港として萩町より遠からざる北東方の小畑浦を推薦するものなり小畑浦は實に天の利をなせる良港灣たり日本海に冬期連吹する北西の遮ぎるに高さ四百呎の笠山岬あり又は越ヶ濱の東方に位する山岳により北東面を閉ぢ更に笠山岬角南西沿岸より南西方の海底に九島、地黒金瀬、沖黒金瀬觀音喰合瀬ラングイ瀬と稱する小嶋暗巖並び水深一呎乃至三呎の淺堆約半哩間延出し少からず北西の風浪を和ぐるあり又夏期流行の偏南風も百貳拾呎の狐島及び本陸を以て之れを遮ぎるものなきを來て笠山岬の南東突端即ち越ヶ濱濱江の南西角より長さ約壹千四百呎の防波堤を南方又は南々西方に築造せば灣内は實に平靜の海面を生ずべく而

も港内の水深は更に浚渫の必要なく全く理想通り
の良港たる水深を有し即ち最大干潮面下四尋四分の一乃至八、九尋にして底質多くは泥土砂礫なるを以て投錨安全如何なる巨船も八港差支なく又潮干満差少く大潮の昇差參呎小潮昇壹呎四分の參に過ぎず而も潮流少なし灣入灣口他に何等の障害物の存するなり出入に極めて簡便なるものとす只港口を出で、三哩の地點即ち御城山の西北西方一哩半に干出一呎のツバ瀬と稱するものあるも他日之れに桂燈立標を建設すれば反て船舶の好目標と化すべく而して笠山港には一直線一針路を以て進航し得べく所謂前述の第六第七項各件を完全に具有するものと稱せざるべからず加ふるに萩港沖合の海底は傾斜規則正しく従つて濃霧の爲め展望不充分なる時と雖も水深測定により船位の打算する事の容易なる天恵を有するに於てをや之れを下之關港出入に際して有名なる激潮流と戦ひ雜種船の交通頻繁なる時に速力を加減して一進一退警戒を勉むる苦辛と従つて起る危険率及び航海時間の増加に比し萩港の簡便なる大に高唱に値ありと謂ふべ

し従つて下之關港出入船は折々出港延期又は入港不可能の事あるも萩港は特別の天候は知らず普通連絡定期の實行分時を誤らざるを得べし

埋立事業

港内の海面平靜なるを得れば茲に船舶横付けの爲め岸壁築造の必要を生ず従つて港内便利の地點に沿岸埋立事業を起し岸壁と共に相當必要なる倉庫其の他の設備をなすを要す而して此埋立地點は狐島南東内側の一點より小畑村落沿岸沖合幅員四百八十呎延長約壹千九百呎餘の海面を以てすべし此海面は干潮面下三呎乃至十呎の水深大部分にして最外部附近僅かに十五呎乃至十八呎の箇所あるのみ而して船舶繫留岸壁下に於ける水深は最大干潮時に優に二十七呎を保ち得べく參四千噸級數隻を繫留し得べく尙ほ必要に應じ埋立を行へば岸壁線の延長を得て繫船數を増加するの餘地多く更に巨船の繫留も能ふべし尙ほ防波堤内沖碇泊に備へんが爲めに繫留浮標を設置すれば優に五六千噸級數隻を容るゝに足るべく其の他雜種船の收容勿論充分なり停車場は該埋立地附近に新設すべきや言を

俟たす以て海陸連絡を最も簡易輕便となすことを要す新設の防波堤端には可なり強力なる桂燈立標を設け前述のツバ瀬燈と相俟つて夜間出入船の目標となせば大略充分なるべし下之關港迄港外よりの導燈及び燈臺の數十有、五に及ぶを見ても其の航海の難易自ら明かなるを得べし
以上は理想的築港にして勿論多額の經費と多くの年月を要す可く緊縮整理の國政下に實現殆んど望みなく一つの空論たるに終るべきも吾人は經費の問題を除外して萩港に對する批評と希望を陳述せしことを附加す若し經費を小にして一時的設備を以てせんには前述の防波堤のみは必要缺ぐべからざるものとなれども埋立事業は全く之れを延期し換ゆるに突出棧橋の突端碼頭と稱する岸壁代用の浮動性のものを備ふるも一法ならんと思考せらる

(終)

◎蔬菜園藝の調査 (其の一)
其の研究

萩町 森田 久松

一、調査と研究の前置き

萩町の南と北との両方面に於ける農家の副業生産品にして確實に年間壹萬圓以上を收得するものは椿の紫雲英種子と弘法寺の胡瓜とである而も双方共組合組織で以て栽培なり販賣なりを取り扱はれてゐる紫雲英には椿紫雲英採種組合あり胡瓜には農弘組合ありて何れも共同的に事業が行はるゝので縣下に於ても相當の聲價を有する重要な組合の一つである

椿の紫雲英種子の採收は大正五年より確實なる組合の基礎が出来て居り今日では其の資金を椿信用組合に仰ぎ毎年優秀の成績を收めてゐるが其の濫觴は當時の椿村長たりし今の郡農會長萩町農會長である平野斌氏の力に俟つこと頗る多きものがある一方は弘法寺の胡瓜であるが是は椿の紫雲英採種よりも其の起源古く従つて技術の點に付ても露

地栽培としては恐らく縣下第一位であつて安岡、湯田、宇部等之れに及ぶものは無いと誇つてゐるのであるが近來各地に於て温床栽培が普及した爲思ふ様な收利を得ることが困難となつた其の上此の二三年前より色々栽培上の障礙が顯れ從來の如き栽培技術にては到底收支償はなくなつたのみならず各方面とも交通の便が開けて安價な胡瓜が移入される結果所謂獨占値段と云ふものが無くなり益々販賣方面にも力を入れねばならなくなつたのである

販賣方面の施設としては現在の弘法寺蔬菜園地の地主であり又弘法寺の住職である重富法光氏が地方産業開發の爲努力されて居ることを認めねばならぬ農弘組合なるものは同氏の主唱により設立せられ更に萩町農會が青物市場を設置することゝなりました以來販賣は圓滑に取り引きが行はれつゝあります但し胡瓜の栽培技術に至りては今尚ほ依然として舊慣を踏襲してゐるので遂には時代後れとなり思ふ様に收益を見ることが出来なくなつた茲に於てか斯道の研究と調査を行ふ必要に迫ら

れたのである

二、調査と研究の效果に就て

産業の發達は如何に下級の吾々技術員が調査なり研究をして見た處で當業者即ち實際家に於て之を實驗せられてこそ始めて効果の顯るものである而も此の實驗は大なる經費を費せず否經費どころか多少なり共利益を得るものでなくては當業者として到底出來得べきものではありませぬ如何に有効なる實驗でも當業者個人としては損失までして之を敢てする人は稀である此の調査及研究のことに付本稿を試みるのであるから多少無理のあることは豫め御諒解を得たい次第であります

三、調査と研究の發表に付て

今回の調査研究の發表は主として胡瓜の品種改良と果樹苗木養成との二つであるが先づ胡瓜の品種改良并に栽培に關する研究を御願ひする積りである

1、弘法寺胡瓜のべト病と品種其の他の關係

胡瓜のべト病の發生は天候の關係で何れの地方でも全しく被害を受くることは免れ得ざること

あり一つは之に對し豫防藥劑の撒布の効果も頗る重要な問題でありまして其の撒布の時機なり回数なり藥液の配合なり濃度なりが非常に關係を有するものであります之を完全に行はれてゐるものとして本年の如く被害を被りたるのは他に何等かの原因がありはしないかと考へたので今此の考察を列記して見ます

(一) 弘法寺の胡瓜はべト病の最も發生し易き時期に播種せらるゝこと

(二) 栽培地は毎年同一の集團地であり苗圃の如きも毎年同一集團地の同一類似地であること

(三) 品種として一代交配其の他雜種の如きものを栽培し得ざること

(四) 栽培管理并に施肥配合等も毎年同一の仕組とされてゐること

以上の諸點はべト病發生に對し一朝不順の天候に遭遇せむか頗る發病し易き欠點を見出し得るのである然るに從來の慣行上之を俄かに改革することは特殊の事情ある栽培地のことゝて出來得べから

ざるのであるが何んとかして之が改善の施設を爲すべく計畫ありし秋に當り本年も此のべト病に苦しめられ實に慘憺たるものであつた茲に於てか農弘組合は臨時總會を開き對策を協議したる結果は左の通りである

- 一、從來の品種を改良し優良弘健全なる品種と
 - 二代交配種を作ること
 - 二、土地の消毒を行ふこと
 - 三、施肥配合方法を改良すること
 - 四、べト病豫防の方法に付研究を重ねること
- 以上四項の中にて本年より直に計畫實行に着手せねば明春より其の成績を得ることが出来ぬものがあるこれは如何に吾々が力を入れても栽培地の當業者に其の熱が無くは到底望み得ぬことである幸にも今回は當業者の氣分も揚がり此の品種問題にも覺醒されたので當業者と共に早速萩胡瓜の販路先きである九州の青物市場を調査し以て優良種子を購入し一代雜種の撰出作成に着手することになつたのである
- 四、九州に於ける優良品種と一代交配種撰出の計

畫

萩胡瓜の販路は主として北九州地方であり博多久留米は其の主なるものである此の地の優良品種を移入して一代交配種を撰出するは頗る意義あることと思ふのである萩地方人士否當業者としても希望する品種の特徴は大要左の要件を具備したものである

- (一) 病害に對し抵抗力の強きこと
- (二) 莖葉強健にして徒長せず大顆豊産なること

右の二つを條件として今回一代交配種を撰出すべく品種調査の爲農弘組合より三舛、廣石の兩氏當町より森田技手以上三人が九州方面を視察し調査したる品種は左の通である

(イ) 武久胡瓜

本種は晩生種にしてべト病に對する抵抗力は萩胡瓜に比し強けれども成り節遠く豊産種としては面白からず顆の色澤は良好にして成熟するも顆色の變化尠く細長なる顆形は本種の特徴として最も優良とする所なり

(ロ) 博多胡瓜

萩胡瓜に比し顆形稍々太く莖葉強健なるも節成種にあらず

(ハ) 久留米胡瓜

久留米市外小森野の産にして節成種と普通種の二種あり成熟するも黃變せず果肉厚く豊産種なり

以上の三種と萩胡瓜とを交配組み合せて所謂東京ヤマトヤ種苗店より發賣してゐる丁號の如きものを撰出せんとする計畫を立て目下播種栽培中なり次ぎに(二)の土地の消毒を行ふことであるが是は從來より弘法寺野菜園に付ては實行するもの尠く故に今後は除草を兼ねたる石灰窒素の如きものを隔年に反當十五貫内外を施用することは最も有効である(三)の施肥配合方法を改善することであるがこの點に付ては從來より主肥料は人糞尿であるが今後は全窒素質肥料にても各種の窒素成分即ち油粕或は綿實粕其の他種々の肥料成分を配合することは作物を丈夫に仕立つる上に有効であつて且つべト病に對しても抵抗力を増すものである

(四)のべト病の豫防劑としては夫々相違せるボルドー液或は硫酸銅石礮液等を撒布してゐるが是等の豫防劑撒布に付ては尙ほ研究の餘地あり稚苗の時代並に開花期前等何れも適當に藥劑を配合するなご必要なる事柄であるが稿を改めて之を發表したいと思ひます

●藥劑に依る除草に就て

諸般農事の改良と共に近年は色々の農具が發明され殊に脱穀機の如きは日々改善されて優良なるものが出來一般に便利を與へられてゐる其の外田畑の除草機も之れに連れ續々改良され勞力を節約せしめてゐることは多大なるものである又一面藥劑に依る除草に就ても作物の害虫驅除劑と同様に研究されてゐるので萩町に於ては過る大正十二年に道路補理掃除の代りとして此の藥劑に依る除草試驗を試みたことがあるが當時は一般的に之を普及せしむる迄の研究が積れなかつた處が其の後各地方の農事試驗場では此の藥劑に依る除草試驗が發

表されてゐるので時恰も本年六月下旬より七月中旬にかけて降雨量も昨年比し頗る多く田畑の雑草は時節柄旺盛に繁茂しており當業者の困難と一方ならざることと思ふので其の一端を紹介致します其の方法は多種多様であつて石灰窒素及石灰の如く主として肥料の目的に施用され傍ら除草に役立つものもあり或は塩素酸加里の如く除草を主として肥料としては僅かに殘効を利用するに過ぎぬものもあり唯々是等の除草方法は從來の機械器具を使用するのは其の趣きを異にしてゐるので若し其の使用方法を過るときは作物を枯死せしめ更に種々の危険をも伴ふのである依て使用に際しては充分なる注意を拂ひ其の効果を收むることに努めねばならぬ出來得れば今一度試験して發表する積りであります時節柄除草期に直面してゐるのと篤農家の方々より斷へず質問もあること故取り敢へず紹介することとしたのであります

各種藥劑の性質及効果

三重縣立農事試験場に於ては塩素酸加里工業用粉末撒布、塩素酸加里(局法)粉末撒布、石灰窒素(

窒素七%) 硫酸銅(局法)石油炭酸加里(化學用)粉末撒布、炭酸曹達(化學用)粉末撒布、硫酸五%溶液(化學用)を以て夫々試験されたる結果は塩素酸加里の最も効果の大なることを發表されてゐるので先づ手近かに利用の出來る藥劑に就て申述ふることに致します

一、石灰

石灰は肥料並に土地改良の目的に使用され又一面水田の除草に有効なることは既に一般の認むる處である之を水田に施用すれば肥料の分解作用を進め或は土性を改良し卓効を現はすと共に水田の雑草を或る程度迄枯死せしめ乃至は萌發を抑制する等尠なからざる効果のあるものであり殊に稻は石灰を好む作物で雑草の大部分は石灰を忌むので之れが利用は獨り田地作に止まらず畑作にも應用せられ除草の補助たらしむることとは旁々肥効を現すのみならず所謂一舉兩得の策なのである

二、石灰窒素

石灰窒素は肥料に施した場合に水田は勿論畑地

に於ても雑草の生育を抑制するの働きがある此の石灰窒素は毒性を保ち尙ほ「カーバイド」を有して居るから之れが土中其の他の水分を取るときは忽ち「アセチリン」瓦斯を發生し直接植物に接觸すれば其の部分は組織を損傷し或は枯死せしむるのである石灰窒素を稻の移植前に施すと雑草は其の發生量を減するのである俗に云ふ「イヌビケ」に卓効あり其の施用量は反當り五、六貫匁使用しても相當効果があるが拾貫匁位が效果確實である但し出來過ぎることがあるから肥料の配合上注意を要す畑地には雑草の莖葉に撒布して打ち込めはよいのである然れ共作物の植へてある場合は利用が出來ぬもの故石灰窒素は原肥として播種又は移植十日前に施用し除草を兼ね行ふことにするがよい

三、塩素酸加里

塩素酸加里は普通塩酸加里又は「クロール酸カリウム」と稱し一名塩利(エンボツ)とも呼んでゐる純品は高價で醫藥又は化學用に供しますが工業用のものは價安く一貫匁が一圓七八十錢位

である此の藥劑は植物根に吸收せらるゝと根部の組織は忽ち酸化せられて生活機能を失ふのである其の効果は雑草の種類に依つて大差があり殊にネザサ、チガキ、スギナ、ヨモギ等に効果が多きようである其の施用量は開墾の場合は反當り五貫匁から十貫匁普通畑地の場合は三貫匁から五貫匁位でよい様である桑樹は果樹に比して抵抗力が稍々弱いから晩秋に行ふが安全である併し乍ら利用期は無論雑草の蔓延する時機が良いのであるから五月から十月迄に使用する方が概ね有効である殊に使用後直に雨に逢ふて流失するものであるから晴天の續くときが効果が確實である

塩素酸加里の有効期間は反當り五貫匁位使用して約一ヶ月位で無害となる施用法は湯二斗位に塩素酸加里三貫匁位を投し能く攪拌して大体溶けた頃まだ温い内に噴霧機又は如露にて撒布するのである使用後は更に水を以て枝葉に附着せる藥劑を洗ひ落し土中に早く吸収さすがよい此の藥劑は割合高價であるから經濟上引き合

はぬことがあるから之れに漂白粉(カルキ)を反當り五貫匁併用するも安くつき全様の効果がある又道路運動場等作物を栽培しない所には流酸を混合使用すると除草力の効果が多いのである兎に角藥劑除草は未だ試験時代に屬するから熱心の方の實驗を俟つ次第であつて効果が確實で經濟的に引合ふ様になれば一般に普及して見たいものである

予の夏蜜柑と脚氣療法に就て

醫學博士 矢部專之助氏談

(上)夏蜜柑の効力

明治四十三年頃から脚氣は鳥類白米病と極めて類似の病氣で共に「グイタミン」の缺乏から起ることを主張し糖(エキス)を作つて飲ませれば能く治癒することを唱道した、實際これによれば鳥類の白米病も治するし脚氣患者も見事になほるのであつた、然るに當時脚氣の糖「エキス」療法はさも山師

昨年と昨年で脚氣患者二百二十餘人に試験した即ち鳩に白米病を實驗的に起こさせ症候の著名なるに及んで夏蜜柑を試みると一夜にして輕快し今まで立てないほど麻痺してゐたのが立つて歩くやうになるのである

(中)一日三個の夏蜜柑を

麻痺して立てない程度の鳩の白米病なら夏蜜柑の一房を與ふれば一夜にして立つて歩ける様になるのが若し放任して置けば一晝夜内に死ぬ程度に進んだもので二房か三房で充分である

夏蜜柑の一房の中にふくまれてゐる治療力は今日貴重なる醫藥として注射される「オリザニン」一筒の注射に相當する故に一個の夏蜜柑の中には七、八本の注射藥だけの治療力が含まれてゐるわけだこれを價格にともると實に五、六圓にあたる、また脚氣を予防するにはどの位の分量を用ふればよいかといふに鳩の實驗では一房乃至二房の夏蜜柑を毎日飲ませると絶對白米試験でも鳥類脚氣を予防し得る、人間でも一日一個乃至二個の夏蜜柑を食後常用すれば毎年夏に繰り返すやうな脚氣は

であるかの様に或學派から思はれて日本國內では少しも顧みられなかつた

ところが大正二年サイゴンに開れた國際熱帶病學會は脚氣の病源を吾等の主張と同じく「グイタミン」缺乏(當時は單に「グイタミン」といつた)によるものなることと列國代表の學者によつて定められたがそれでも尙ほ日本國內では顧みられなかつた世界學者が既に決定してゐる此の問題が脚氣の本場である本邦に於て認められなかつたのは實驗を度外した單なる感情によつて反對されたからである、それが今日ではどんな片舎田でも脚氣に「グイタミン」劑を用ひないものはない様になつたのである

この度の夏蜜柑の實驗も丁度以前反對してゐた者までが十年後の今日に至つて「グイタミン」を用ふるに至つた如く今後數年にしてこの療法が必ず醫俗兩方面から隨所に採用せらるゝに至ることゝ信する、科學研究の面白味は實に斯の如く後世に友を得列國に知遇を得るの點にある

今度の研究は一昨年飯朝以來取掛かつたのだが一予防し得らるゝと信する、それは既に症候の發生したものでさへ毎日三個の夏蜜柑でたいい治癒するからである

用法は先ず一個の夏蜜柑の皮をむき房を出し房中の實を取り出して壺の中に入れてこれに牛乳一合か五勺を入れ適當量の砂糖を加へて食後三十分位に食する

これを一回量とし一日三回即ち一日三個の夏蜜柑を牛乳と砂糖を入れて用ふるのである實をそのまま食ふ事を嫌ふ人は汁を絞ほつて一個の夏蜜柑汁の全量を一回量として牛乳と砂糖とを入れて用ひてもよろしい

この療法を初めると大抵一日か二日以内に頭の重たかつたのか爽快になり胸中の苦悶が去つて胸がさつぱりするそして大便の通じの悪かつたものが毎日出るやうになり人によつては少々下痢するまでになるこのときは一回の夏蜜柑の中に半匙の重曹を加へて食するとよい

(下)本療法の無効な場合

夏蜜柑をそうして食すると別に緩下劑を用ふる必

要はない効能は食つた翌日から現はれ二晝夜内に著しく浮腫が減じ脚が軽くなる心臓の擴張は四、五日内に恢復し動悸もしなくなる要するに一般状態、胃腸障害、循環血行障害、知覚鈍麻、運動神経障害の順序で恢復するのであるしかし私は脚氣を皆夏蜜柑療法でなほせとは云はない

初期の場合は大抵これではなるから試みるがよい効力の思わしく現れない時は他に合併症のあることを考へて一應醫師の診療を乞ふべきである、とにかく醫師の監督のもとに本療法を行ふのが最も上策である何んとなれば脚氣に似た症候を呈しても脚氣でない場合があり脚氣でない場合には本療法は當然無効だからである此の簡易療法は各自宅で安價で出来何んの危険も伴はないが胃酸過多症を有する人は多少腹痛と下痢を起すことがあるこのときは茶匙に小一杯の重曹を三分してその一つを一回の夏蜜柑汁の中に加へて用ひるがよい適當に本療法を行へば今日存する脚氣注射薬または内服薬におとらぬ効果を擧げ得ることは學會席上でも屢々報告した通である只何の病氣でも同じである

が陳舊な脚氣で心臓や神経系統等變性の甚だしい場合は著明に効果が現れないこれは獨り本療法ばかりでなく今日存する如何なる腕氣でも同様である故に衝心性の脚氣や重症のものには内服だけでは間に合はぬから一時も早く「ビタミン」劑の大量注射強心療法を行ふことが必要である

△夏蜜柑の利用

明治維新の發祥地として天下に普き大萩も毛利氏居城のその昔は三萬戸二十萬近くの人口を有し關西に覇をなし賑盛を極めたが明治の御維新となるや吉田松陰にその元を發し高杉晋作、伊藤博文、山縣有朋と大人物を續出せしめ花火線香のその如く花を咲かせたのを最後に毛利氏が居城を山口に移すと共に戸數も人口も五分の一に減少したそれでも北海唯一の都市として長州の本場といはれ有名であるそれに昨年早々電燈を消して一寸社會の面目を集め引續いて鐵道が開通し昨今は活氣付き十數年來の停頓を一時に恢復すべく市民は全力を擧げて勤めて居る鐵道が開通し初めたので萩の地をふんだ者は一様に萩は市街が夏蜜柑畑だと云はしむる如く夏蜜柑で舊城下を維持して來た處が

他地方に文化的に改良された柑橘類が續出したのでその萩の生命とも云ふ可き夏蜜柑が殆んど成り行き委せとなつて顧みられぬ状態であるそれで先覺者を以つて任ずる心ある市民はさて夏蜜柑を如何にするかと多年苦心して其の生命の復活に頭をなやましたが待てば海路の日和とやら脚氣の治療は夏蜜柑に限ると濱松市矢部内科醫長矢部專之助博士が發表報告した博士は學界で療法至難、病源不明となされて居た脚氣病は素人でも簡易に治療し得る「夏蜜柑療養論」を發表した醫學界の大問題となつて居る其の方法を研究し初めたのは一昨年から今までは二百二十人の患者に應用して夏蜜柑を一個食することが「オリザニン」注射と同一の効果を收めそして便利なことには生ものでなくとも煮沸して貯藏し置いても効果があり年中利用が出来て毎日二、三個を食ふのは脚氣にかゝる虞れがないと云ふことが確實になつたと云はれてゐる、それを少し専門的に云ふと醫學界の問題になつて居る「ビタミン」缺乏性は脚氣とは似て居るが同じとは斷言し得られず兩方の結果から見ると先ず

同じものと斷言してよいと信ずる從來の方法は「ビタミン」Bに缺乏性を起してそれが脚氣と同じ症状を起すかを見て其の類似を論じてゐたのを全博士は行方を異にし確定した脚氣に「ビタミン」Bをもつてゆくと癒ゆるかを試験した所よくなほることを確め次ぎに夏蜜柑の汁を脚氣にもつて行つても又治るし更にそれを「ビタミン」B缺乏性にもつて行つてもよく治る更に「ビタミン」B缺乏性と思はれる鳥類、白米病にも全様の結果を見た、此の三つの事實から同一の夏蜜柑の汁は殆んど前三者には特効的に働くことをたしかめ得られた

二十年來の懸案であつた白米病及脚氣「ビタミン」B缺乏の病源がおそらくは全一であつて第二者の間に起る多少の差異は動物の種類、個性の差生活状態の差、外界殊に氣候の影響によつて來たものであると云ふ法論になるのであると、今後下關名物の河豚が料理として使用される以上薬用として輸出されて居る如く、萩の夏蜜柑も全じ脚氣の薬として輸出さるゝに至らば夏蜜柑問題も自

然解決することになる

◎ 陪審制度の話

第四 我が陪審法の概要

(一) 陪審で取扱ふべき事件

刑事事件の中でどの様な事件が陪審の評議に懸けられるのであるか、それを説明する前に、刑事事件はどの様な順序で裁判所に起訴されるかといふことを一通り説明して置きます。

先づ検事が、被害者の告訴に因り、又は官吏か被害者でない者かの告發、其の他の事由に因り、犯罪のあることを知ると自分でなり警察官、憲兵巡查等の司法警察官吏を指揮してなり犯罪及び犯人を捜査し、其の結果犯罪の嫌疑があり、且處罰の必要があると認められた場合に、裁判所に起訴するのであります。特別の規定ある場合の外簡單な犯罪は區裁判所に起訴します。すると、區裁判所では、直に公判を開いて裁判するのであります。複雑な犯罪であると検事は地方裁判所に豫審を請求

し、さうでない場合には、直に公判を請求します豫審を行ふ場合には、豫審判事が擔當して事件を取調べ其の取調の結果、公判を請求するだけの犯罪の嫌疑があつた場合には、事件を公判に付する裁判をなし、事件が罪とならぬとか又は嫌疑が十分でないとか認められた場合には、免訴の裁判をして事件を終決させるのであります。豫審の目的は、事件を公判に付すべきかどうかを決定するに必要な事柄を調べるのでありますから、豫審判事は、被告人の利益不利益の兩方面に涉り、證據を集めるのであります。豫審では其の手續を公開しません。

豫審から公判に移された事件及び直に公判を請求した事件の中、重い犯罪事件は、陪審事件として、陪審の評議に付して裁判しますが軽い犯罪事件は、地方裁判所の通常の手續で裁判します。であるから陪審事件とは地方裁判所の公判で裁判される或る種類の事件のみを言ふのであります。又我が國の陪審裁判は、陪審事件の起る毎に隨時公判手續を開くのであつて、英國などの様に一定の

時期を定めて開廷せねばならぬのではありません。

陪審事件は前に述べた通り、地方裁判所で裁判する犯罪事件の中の重いものであつて、其の種類は法律で規定してあります。其の一は法定陪審と云つて、被告人が請求してもしなくても、原則として陪審の評議に付する事件であります。其の二は請求陪審と云つて、被告人が請求した場合に限ります。陪審の評議に付することが出来る事件であります。法定陪審事件は、放火、殺人と云ふやうな法律の條文に照して其の刑が死刑、又は無期の懲役、若しくは禁錮に該する事件であります。請求陪審事件は、強盜、竊盜、詐欺のやうな其の刑の長期が三年を超える有期の懲役、又は禁錮に該する事件であります。但、右に述べた陪審事件に該する犯罪でも、皇室に對する罪、内亂、外患、國交に關する罪、騷擾の罪、陸海軍の軍機上の罪、公の選舉に關する罪等は、陪審に付することが出来ないことになつて居ります。尚、法定陪審事件では、被告人が陪審の評議に付することを辭退した場合

請求陪審事件では其の請求を取下げた場合又は被告人が公判準備手續若しくは公判で起訴されて居る犯罪事實を自白した場合には陪審の評議に付することが出来ぬことになつて居ります。

(二) どの様にして陪審が成り立つか

普通の場合には、陪審員の數は十二人であり、其の様な人が其の陪審員になるかと云ふと、陪審員となるには、(一)日本臣民で三十歳以上の男子であること、(二)引續き二年以上同じ市町村内に住居してゐること、(三)引續き二年以上直接國稅三圓以上を納めてゐること、(四)讀み書きが出来ることの四要件を備へて居なければなりません。尚、此要件は備はつてゐても、禁治産者、準禁治産者、破産して未だ復權を得ない者、聾者、啞者、盲者、懲役又は六年以上の禁錮等に處せられた者は、陪審員となることが出来ぬのであります。

陪審員の資格のある人々でも、(一)國務大臣、(二)在職の判事、檢事、陸軍法務官、海軍法務官、行政裁判所長官、行政裁判所評定官、宮内官吏、

廳府縣長官、郡長、島司、廳支廳長、警察官吏、刑務官吏、裁判所書記長、裁判所書記、收稅官吏、稅關官吏、專賣官吏、小學校教員、(三)現役の陸軍々人、海軍々人、(四)郵便、電信、電話、鐵道及び軌道の現業に従事する者、並に船員、(五)市町村長、辯護士、辨理士、(六)公證人、執達吏、代書人、(七)神官、神職、僧侶、諸宗教師、(八)醫師、齒科醫師、藥劑師、(九)學生、生徒と云ふやうな人々は、種々の理由から陪審員の職務に就かしめぬことになつて居ります。又陪審員は、自己の參與すべき事件に付いて、其の事件の被害者であるとか、被告人の親族であるとか、その他陪審法第十五條に列記した特別の關係ある場合には陪審員の職務から除斥されます。此の除斥と云ふのは、法律上當然陪審員の職務から除かれることを言ふのであります。又六十歳以上の老人、在職の官公吏、教員各種の議員(但し會期中に限る)は陪審員の職務を辭することが出来る様になつて居ります。

陪審員たる資格を備へた人々の中からの様に

して陪審員が選定されるかと云ふと、先づ市町村長の手で陪審員資格者名簿が作成されます。さて其の名簿の中から、市町村長は地方裁判所長の定めただけの陪審員候補者を抽籤し、其の抽籤に當つ者だけの名簿を更に作成するのであります。此の名簿を陪審員候補者名簿と云ひます。今少し詳細に説明すれば、地方裁判所長は、毎年九月一日迄に翌年度の陪審事件の概数を豫定して、これに必要な陪審員の數を定め、管轄區域内の市町村に割當て、市町村長に通知します。すると市町村長は、毎年九月一日現在に依つて、其の市町村の有資格者を調べて名簿に書上げ、陪審員資格者名簿を作り、七日間一般に縦覧させます。此の名簿を見て、異議のある者は訂正の申立をすることが出来るのであります。これ等の手續を経て、陪審員資格者名簿が確定しますと、市町村長は地方裁判所長から割當られた員數の陪審員候補者を右の名簿から有資格者三人以上の立會の下に、抽籤の方法に依つて選定し、陪審員候補者名簿を作つて十一月三十日迄に管轄地方裁判所長に送付すると

同時に、右の名簿に載せられた人々に其の旨を通知します。かうして、地方裁判所長の手許に、管轄區域内の各市町村から陪審員候補者名簿が集ります。さて愈陪審の評議に付すべき事件の公判期日が定まりますと地方裁判所長はかねて定めて置いた市町村の順序に依つて、各陪審員候補者名簿から、市町村の大小に應じ、一人又は數人の陪審員を抽籤して、陪審員三十六名を選定し、それを公判期日に呼出すのであります。(以下次號)

を得たるもの、如くに付本年の引受町となれる各關係區長とも實行方協定を遂げ左記要領の如く報告に接したるに依り明年よりの引受町に於ても其の旨御含の上招宴客及贈與品等に付ては餘り華美に涉らざる様御留意を望む

住吉祭禮引受町に關する申合事項

(大正十四年七月)

(一)住吉引受當り町及當り年

大正十四年 戎町、細工町、壺屋町

昭和元年 吉田町、古萩町

昭和二年 上五間町、香川津東區、南區、西區

昭和三年 瓦町、北片河町、春若町、古魚店

町

昭和四年 西田町、樽屋町、今魚店

昭和五年 平安古町

昭和六年 下五間町、津守町、御弓町

昭和七年 東田町

昭和八年 唐樋町 (土原前町)

昭和九年 御許町

◎住吉祭りの催事に就きて

當町郷社住吉神社の引受町催事に就きては過る大正十四年七月左記之通申合せの次第もあり右は國民精神作興に關する 御詔書の旨よりするも將た又夏季に於ける公衆衛生の保全に鑑むるも至極當

昭和十年 米屋町、吳服町一丁目、二丁目、
油屋町、南片河町、南古萩町
昭和十一年 橋本町
昭和十二年 椿町
昭和十三年 熊谷町

(二)申合せ事項

(一)家屋を修理し店頭の裝飾(幔幕を張り提灯を掲げ造り物を爲し其の他祭事を賑はすことは従前通り)を爲し餘興に山車、屋臺等を輓廻すか如きは時世に順應せる意匠に出つるものは差支なきのみならず殷賑の一助たるべく之か計畫は町内の協定に依り豫め其の費用を蓄積するか如きは適當の方法なること
(二)引受町に於て祝宴を催すの慣行あり全然之を廢止するは至難なるも濫りに盛宴を張り俵米を積み或は寄贈品を列へ徒らに誇張を事とするか如き觀あるは時節柄にもあり之を慎み之を避くるを要す招客の如きも單に親族若は特別昵懇なるものに限るものとすること
(三)招客の場合には其の仕向の如き特に本膳等

を廢し酒肴は眞の祝意を表するに止め且つ盛夏の時季なれば可成飲食を節し舊慣を墨守するか如きことなき様注意を加へられたること
(四)舊慣に依り祝宴の招待を受くると否とに拘らず強て名を知己に借りて物品を贈り之が爲に招待の案内を餘儀なくせしむるか如きは實に不都合なりとす就ては此の改更の時機に於て舊來の事情を打切り物品を贈らざることとし又假令夫等の贈遺者あるも之に對しては案内は勿論接待を斷して爲さざること
(五)前項掲記の外と雖勤儉節約の趣旨に顧みん費を省きて祭事に必要の費用若は之を補助するの費用は相當に支出し祭事を一層盛大ならしむる心掛けを爲すこと
(六)祭典に際し殊更に衣類を調達し又は濫りに觀覽飲食の爲金錢を浪費せざる様心掛くること
因に瓦町に於ては今回全戸の集會を開き左の通申合したる旨報告ありたり
一、家屋の修理店頭の裝飾造物等は従前の通可成

盛大になす事

一、招宴は簡易を主とし案内先等單に親族又は特別昵懇者に限り決して本膳の仕向をなさざる事
一、俵米等の寄贈を受くるも是を店頭又は人目に觸れ易き場所に陳列せず可成質素になし置く事
一、當瓦町區に於ては本年より率先舊慣を打破し前條の如く實行するに就ては當區民一般の希望として昭和四年以降の引受町に於ても再び之を舊慣に復する事なき様御配慮願ひ置く事
以上

◎感謝

一、養老保險証券額面保險金五千圓也(保險契約年限貳拾年)
但し昭和三年五月十九日毎甲第一一、七一八號 壹枚

右は今般大阪市港區辨天町三丁目橋本新三氏より當町大字平安古町竹内新三郎氏を介し松陰神社基金寄附に充つる爲該証券の保管方を萩町長に申出

萩町土原伏谷吉次郎氏は多年製鋸の業を修め其の名聲高く曩に防府町に開設の一府六縣林産共進會に於て特等に入賞せり今回右の榮典を記念する爲手曲鋸一挺を萩町に寄附せらる氏の篤行實に賞すへし茲に額縁一個を贈り感謝の意を表す
昭和三三年七月三十日
萩町長從五位勳六等 林 勇 輔

◎書籍寄贈

東京市牛込區左田町三六鮎川義介氏より同氏の述懐「私の体験から氣付いた日本の尊き資源」なる冊子を町立明倫椿兩圖書館へ寄贈せらる
◎萩驛長より國有鐵道貨物運送規則の集録を寄贈さ

●産業組合中央會山口縣支部長北部會より大津郡阿武郡産業組合役職員名簿を寄贈さる

萩町日誌 (七月中)

一日 午前十一時半本縣地方課より町長へ宛町會議員選舉無効の行政判決ありたる旨打電あり

四日 午前九時より町公會に於て清岡子爵の講演會開催

六日 北古萩第二區に天然痘患者發生

七日 午前八時より明倫小學校校庭に於て青年訓練所查閱豫行演習を行ふ

八日 大連汽船株式會社長順丸寄港せしを以て午前八時より林町長金子主事全汽船を訪問す

九日 午後六時過長順丸出港せり

十日 午後四時屑講習會修了式舉行

十二日 町會議員選舉期日(本月二十二日)を告示す

十二日 午後三時明倫小學校々庭に於て中等學生

青年訓練所生徒に對し宇垣陸軍大將の視閲並講評に引續き明倫講堂に於て全大將の講演あり一行は全夜田中邸に投宿せらる

十三日 十三日より二日間當衙樓上に於て縣下二市三十二町學務主任集會開催

十四日 午後三時軍艦平戸入港

十四日 羽仁平戸艦長町長を訪問

午前十時宇品陸軍糧秣廠秋田屬來場夏蜜柑四百籠を購入せり

午後七時軍艦平戸出港

十八日 長門峽常設驛新築落成式へ町長代理として藤本書記出席

二十日 午後七時當町公會堂に於て拓殖大學辨論部主催の講演會開催

二十二日 午前七時より午後六時迄萩椿東椿山田の四ヶ所に於て町會議員の選舉を執行本縣より中村管田兩縣屬臨監せり

二十三日 午前八時より選舉開票を行ひ午後一時五十分終了せり

新選町會議員十六人 再選町會議員十四人

二十五日 島谷漁船株式會社監査役高木喜代助氏

野口門司稅關會計課長來場萩寄港に關し懇談を遂げ直に萩港を視察す

二十六日 午後八時より公會堂に於て天平文化座談會開催

山口高等學校匹田教授弘津講師小川京大學生の講話ありたり

二十七日 午後八時より公會堂に於て山口縣主催の許にメートル法講演及活動寫真會開催

午前九時より舊郡衙に於て本郡庶務主任集會開催阿武書記出席

午前九時より當町公會堂に於て産業統計事務協議會開催岩武、森田兩技手出席

二十八日 二日間午前九時より午後四時迄公會堂に於て山口高等學校郷土史研究會主催萩町後援の下に天平文化寫真展覽會開催縱覽者多數ありたり

三十日 向ふ三週間午前八時より公會堂に於て船舶職員養成講演會開催
山口縣塩澤農林技師并に機關科大堂講師臨

席出席講習生四十五名

三十一日 午前九時より當衙樓上に於て阿武大津兩郡町村長集會開催本縣赤松内務部長、地方、學務、衛生、農政、農務各課長外數名臨席せり

山口縣遊藝會其目的在於對國民大會...
三十一日 山口縣遊藝會...
三十二日 山口縣遊藝會...

二十八日 山口縣遊藝會...
二十九日 山口縣遊藝會...
三十日 山口縣遊藝會...

二十七日上午 山口縣遊藝會...
二十七日下午 山口縣遊藝會...

二十六日 山口縣遊藝會...
二十七日上午 山口縣遊藝會...

二十五日 山口縣遊藝會...
二十六日上午 山口縣遊藝會...

二十四日 山口縣遊藝會...
二十五日上午 山口縣遊藝會...

山口縣遊藝會其目的在於對國民大會...
三十一日 山口縣遊藝會...
三十二日 山口縣遊藝會...

二十八日 山口縣遊藝會...
二十九日 山口縣遊藝會...
三十日 山口縣遊藝會...

二十七日上午 山口縣遊藝會...
二十七日下午 山口縣遊藝會...

二十六日 山口縣遊藝會...
二十七日上午 山口縣遊藝會...

二十五日 山口縣遊藝會...
二十六日上午 山口縣遊藝會...

二十四日 山口縣遊藝會...
二十五日上午 山口縣遊藝會...